

令和4年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1486号）《未定稿》

◎日 時 令和4年9月22日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	桜井	ただし	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	大坂	隆洋	議員
14番	池田	ともり	議員
15番	山田	丈夫	議員
17番	永田	壮一	議員
18番	たかざわ	秀行	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	小林	やすお	議員
25番	小林	たかや	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋口 高 頭 君
副 区 長	坂田 融 朗 君
保健福祉部長	細越 正 明 君
地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美 江 子 君

地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	恩田浩行君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	古田毅君
デジタル戦略担当部長	村木久人君
財産管理担当部長	大森幹夫君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	佐藤尚久君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	門口昌史君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午後1時00分 開議

○議長（桜井ただし議員） ただいまから令和4年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

お諮りします。

昨日の会議におきまして、小林たかや議員から休憩を求める動議が出されました岩田かずひと議員の発言につきまして、確認作業などになお時間を要するため、本日の議事進行を優先して、昨日の岩田議員の一般質問に対する執行機関の答弁から入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、岩田議員の一般質問に対する執行機関の答弁から入ります。

一般質問を続けます。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 岩田議員の神田警察通りについてのご質問にお答えいたします。

議員の様々なご質問の内容に関しましては、これまでの陳情審査等の議会における質疑の中でご答弁申し上げてきたものと認識をしております。また、反対される方々から本件工事契約の違法性、不当性を主張する住民監査請求2件の内容とも重なる部分が多いものと認識をさせていただきます。監査請求はいずれも棄却されたことはご案内のとおりでございます。監査請求中並びに棄却後、本件に関して国家賠償請求や住民訴訟などが提起されているところであり、詳細につきましては、現在係争中であることからお答えを控えさせていただきますが、係争に影響のない部分についてご答弁をさせていただきます。

協議会等への説明についてでございますが、既存の樹木を残したままでは必要な整備ができないということを説明してきたものでございます。

一致点が見いだせないとの認識についてのお尋ねですが、昨年12月以降、およそ4か月間の工事停止の間に、神田警察通り沿道整備推進協議会で2回意見交換の機会を設けるとともに、協議会事務局としても、双方から度々話を伺う中で、一致点は見いだすことができないと認識したものです。その上で、さらに「胸襟を開いた」直接対話の機会を設けたものであり、それでも意見の一致は見られなかったものでございます。

なお、本年8月の企画総務委員会における陳情審査において、区議会としても住民同士の到達できる一致点を見いだすことは大変困難であることを認識されていることは、ご案内のとおりかと思えます。

また、ご質問のうち、職員の行為に関するものについては、事実と異なる議員独自の事実認識によるお尋ねであり、お答えを差し控えさせていただきますと存じます。

いずれにいたしましても、これまで積み上げてまいりました神田警察通り沿道まちづくりの方向性に沿って、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境を整備し、引い

ては、子ども、高齢者、障害者、自転車利用者、ベビーカー利用者も含めた、誰もが安全・安心に通行できる道路に整備していくという考えに変わりはありません。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 初めに、日本テレビの二番町計画についてですが、去る7月3日、4日に、日本テレビが計画した案と地区計画変更の考え方について、オープンハウス型説明会を実施いたしました。両日合わせて972名という大変多くの方にご参加いただいたところであり、今回のオープンハウス型説明会は一定の成果が見込まれたと認識しております。

今回のオープンハウス型説明会の状況やアンケート調査の分析結果等の報告を行うため、9月26日に第12回日本テレビ通り沿道まちづくり協議会を開催し、ご議論を賜り、今後の進め方について検討したいと考えております。

外神田一丁目南部地区のまちづくりについては、環境・まちづくり特別委員会において、市街地再開発事業の計画案の説明や、都市計画法の手續等についてご議論を頂いているところでございます。今後も、所管委員会のご議論や集約に従い進めてまいりたいと考えております。様々な岩田議員のお考えを頂きましたが、引き続き地域や区議会のご意見を丁寧に向いながら、まちづくりを進めてまいります。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○6番（岩田かずひと議員） 再質問させていただきます。

胸襟を開いた話合いというところで、これ、質問をちゃんと読んでいただけましたでしょうか。どなり合いとか、そういったことで、途中で退室された方もいらっしゃる。その胸襟を開いた話合いも、中身に入らず、そんなことで終わった。それなのに、やりました、やりました、と既成事実だけになっているんですよ。それについて、それが本当に胸襟を開いた話合いになっているのかということをおっしゃっているんです。ちゃんと質問を読んでください。

あと、職員の行為については、私独自の認識というふうにおっしゃいましたけども、実際にカメラをつけて、無断で区民の方を撮っていた。そして、神田警察にもその事情を話した。そういう事実があるんですよ。これが何かちょっと問題になっているのかもしれないけども、（ベルの音あり）まさに盗撮ですよ。そういうことをしていた。その画像はどうしたんだというのを聞いています。そして対応はどうするのかというのも聞いています。そこをきっちりと説明してください。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 岩田議員の再質問にお答えします。

先ほどのご答弁をお聞きいただいたものと思いますけれども、工事停止後、2回、協議会で、守る会の人あるいは協議会のメンバーの意見交換を、長時間にわたり、していただいたと。それを踏まえた上での、胸襟を開いて、外部の人が入らないというような形で、我々事務局も入らない形でやらせていただいたところ、結果としてご指摘のような部分もあったんでしょう。建設的な意見交換もあったと聞いていますけれども、そういう状況になったところであり、アリバイづくりというような指摘は当たらないというふうに考えてございます。

それから、職員の行為に関するお尋ねでございますけれども、付きまといは現場から住民が追いかけたとご発言がございました。現場からではなく、住民でもございません。当事者に確認をしたのでしょうか。まあ、我々、質問権がありませんけれども、事実確認をしない無責任なご質問であるというふうに認識しております。

また、繰り返し、職員が盗撮をしたとのご指摘がございました。事実とは異なります。盗撮の意義には、広い、狭いはございますが、通常犯罪または犯罪に準じることを指すのであり、このことは、議員自らも警察に被害届云々のご発言があったことから、明らかであります。典型的には、スカートの中をひそかに撮影することや、上映中の映画をビデオカメラなどで撮影することなどを指すものというふうに認識をしております。

盗撮と指摘された職員は、業務として、工事開始時のメディアの囲み取材における部長説明の様態を記録したり、作業現場の安全性や作業に対する影響行為を記録しようとしたものでございます。現場で職員は、岩田議員から尋常ではない大声と罵声により業務上の記録行為を妨害され、消去を求められました。担当職員から見れば、優越的な地位にある議員から現場で罵声を浴びせられ、さらに今回、「盗撮」という犯罪行為をしたかのような発言を受け、大変ショックを受けています。現場での罵声や議会での質問による「盗撮」との指摘、これはまさに議員という立場からのハラスメント行為であり、事実に基づかないこと、基づかないご質問にお答えすることはできません。

○議長（桜井ただし議員） 一般質問を続けます。

9番西岡めぐみ議員。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○9番（西岡めぐみ議員） 令和4年第3回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

質問に入る前に、去る7月8日にご逝去された安倍晋三元内閣総理大臣のお悔やみを申し上げます。

憲政133年の歴史上で最も長く政権を担った安倍元総理の下で、私が衆議院議員秘書であった20代の頃から、第1次安倍政権以降、首相官邸チーム安倍の1人の秘書としてお仕えできましたことは大変貴重な経験で、私が区議会議員になってからも様々なご指導をしていただきました。また、本来であれば、昨日9月21日は安倍元総理が68歳になられる日であり、ご自身がまだ成し遂げなかったことがあると思うと、大変無念でなりません。生前の安倍晋三元総理大臣から頂戴したご恩を胸に、心からのご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）

東京都は令和4年4月1日時点の都内保育所等の待機児童数が、昨年と比べ、区部で256人、市町村部で413人、全体では前年から669人減少の300人と公表しました。保育の施設整備が進み、入園しやすくなったことや、その一方で新型コロナウイルスの影響に伴い入園を控える動きもあり、統計を取り始めた1970年以来、初めて1,000人を下回った2021年から、さらに都内で待機児童数が減少に転じたこととなります。本区でも保育施設が既に2か所廃園さ

れている現状を鑑み、今後の事業計画をリセットし、保育の量より質の向上につながるよう、保育施設の有効活用や用途転換が円滑に進む仕組みを構築すべきです。（スクリーン表示を元に戻す）

また、用途転換する場合、区民ニーズに応えられるよう、ゆとり保育、語学やICT・プログラミング教育等の専門性に特化した施設、土日保育など、時代に沿った保育政策の転換を図るべきです。

今年7月末に開催された子ども・子育て会議でも議題に上がった今後の保育園の新規整備や支援策の方向性について、従前までは増大する保育ニーズに対応するために保育施設を整備してきたものの、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行以来、区の人口増加速度の鈍化や、就学前児童人口の減少等で、令和5年度以降の新規整備は（仮称）まなびの森保育園神保町の開設を最後に一旦立ち止まり、今後の社会状況を鑑み、見直しの方向にかじを切ることが話し合われたと認識しております。

当然ながら、保育需要については、未就学児数の推計調査は継続しつつ、従来の保育所の量を増やすための支援や、教育・保育施設整備計画自体を方向転換し、保育園の運営や保育士の育成など、質の向上につながる支援について改めて検討をし、そのためにどのような運営形態がいいのか、既存の施設を有効活用するために、今後はソフト面についても議論を重ねていただきたいと思います。

そこで、本区の保育施設整備の今後の方向性について多角的に伺ってまいります。

専門性に特化した就学前教育は今や重要な教育支援の1つです。米国ではSTEM教育を国家戦略に掲げています。子どもの頃からプログラミング教育を取り入れ、論理的思考能力や創造力を育むために、ICT機器をそろえた環境整備を進めています。本区でも今後廃園した保育施設を活用し、民間企業と協働で子どもが日常的にICTの先端技術を学べる環境整備をして、共有体験できる場を設け、ICT教育でリードしていただきたいと思います。

また、先般開催された子ども・子育て会議委員の中からは、さくらキッズ以外の子どものための発達支援施設が少なく、時間も限られていて利用しにくく、放課後等デイサービスも限られている印象で、既に子ども向けにしつらえられた施設を利活用して増設すべきとのご指摘もあり、配慮を必要とする子どもを対象とした支援施設の充実も課題の1つです。

さらに、スポーツ系や語学教育に特化した学習系等の民間学童保育を誘致することで、学童保育とスポーツを掛け合わせた、知育と運動両方の力を伸ばせる、魅力ある複合型学童保育事業を展開するなど、年間で約1,700時間を学童保育施設で過ごすと言われている児童たちのために、第二の生活の場として、柔軟に環境整備を進めていただきたいと思います。

さらに、本区の特性を生かして、ビル内で保育施設が廃園した場合、予約制で利用できる屋内型遊具施設に改修し、共有園庭に用途転換するなど、保育が必要な子どものいるご家庭だけではなく、保護者の就労状況にかかわらず、全ての子育て家庭を対象とした、地域の実情に応じた屋内園庭、屋内広場へ転用してはいかがでしょうか。

国の示す子ども・子育て関連3法では、子育て家庭の孤立化にも対応するよう、国や地域を挙

げて子どもや子育て家庭を支援する環境整備を求めてきました。土日保育や、また保育園や幼稚園に入園していないお子さんがいる、いわゆる無園児のご家庭にも対応できる施設整備も重要な地域支援です。また、子どもに対する教育の質の向上には、指導する側へ幼児教育の充実を図るための研修や実践の場も必要で、指導の在り方等についても検討を進めていただきたいと思います。

令和3年末に世田谷区に設置された乳幼児教育支援センターには、公私立の幼稚園教諭や保育士等を対象とする幼児教育研修を実施し、幼児教育に携わる教諭や保育士等の資質の向上、支援機能の検討、幼稚園、保育園等における就学前教育へつながるよう、関係職員への研修が実施されているそうです。乳幼児期の教育・保育と義務教育の円滑な接続として、幼・保・小での連携促進の仕組みと、例えばさきに述べたICT教育や文化芸術、外遊び等を学び、人間の持つ創造性や体験を通して、乳幼児の資質、能力を育む環境を築き、子どもの感性、自己肯定感、粘り強くやり抜く力など、社会を生き抜く力を育むことのできる環境づくりに取り組んでいます。さらに、各家庭の教育力、養育力向上に向けた講演会、講座等を実施し、乳幼児教育支援センターを通じて情報発信することで、地域全体で乳幼児期の教育・保育の理解促進に努めています。本区でも、用途転換する際には、立地や近隣地との状況も踏まえ、子育て支援に関わる幅広い視点で、指導者側の研修施設改修等も含め検討していただきたいと思います。

ここまで、廃園した保育施設での用途転換につきまして提案をしてみました。質が高く、専門性に特化した就学前の幼児教育や、語学等学習系とスポーツ系の学童保育施設への柔軟なシフト、既存の保育園でのゆとり保育や屋内型の共有園庭、地域の子ども全員が利用可能な土日保育や環境整備、さくらキッズのような配慮を必要とする発達支援施設の増設、幼児や児童が利用しやすいICTやプログラミング教育施設等の設置、そして千代田区版乳幼児教育支援センターのような指導力強化に向けた研修施設の設置など、今後の用途転換に生かす観点で検討していただきたいと思います。

就学前の子どもや児童への教育、保育等の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援など、区が目指すべき就学前教育や学童保育の取組について、今後の保育施設の在り方等、どのような検討をしていくのか、お答えください。

本区でも保育施設が既に2か所で廃園されている現状を鑑み、区民ニーズを捉え、用途転換で異なる機能を加えて有効活用し、時代に沿った子育て支援を拡充すべきで、今後の保育需要を未就学児の人口に乖離しないよう事業計画を立て直していただきたいと思います。どのように方向転換するお考えか、お答えください。

また、これらが円滑に進むような仕組みを構築し、質を重視した保育政策の転換を図るべきと考えますが、本区の保育園整備の今後の方向性についても併せお答えください。

以上、区長、教育長はじめ関係理事者の答弁を求めます。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 西岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、今後の保育施設の在り方及び保育施設の用途転換など今後の事業計画の立て直しについ

てですが、本区では、公立、私立の設置主体の別や、保育園、幼稚園などの認可形態の別にとらわれることなく、子どもの発達や学びの連続性を考慮し、質の高い保育・教育が受けられ、集団の中で情緒的かつ知的な発達や社会性を育むことを保育施設の基本理念としております。今後、さらに保育所の定員割れによる空きスペースや閉園等が増えてくるようであれば、保育施設等を有効活用する観点からの用途転換が必要であることは議員ご指摘のとおりです。保育施設としてのハード面を有効活用するための方策を今から検討していくことが必要であり、議員ご提案の様々な機能への転換を研究してまいります。

また、研究過程におきましては、区民ニーズの把握に努めるとともに、社会情勢や他自治体の動向等にも注視しながら、早急に取り組んでまいります。

次に、保育園整備の今後の方向性についてですが、現在、本区における保育園の整備につきましては、令和2年度に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づき進めているところですが、計画上の保育の必要数と実績に乖離が生じていることなどから、保育園の定員割れが発生してきている状況を踏まえ、一旦整備を立ち止まることとしております。

こうした中、当面、保育の量から質への向上策といたしましては、児童発達支援や幼児教育及び外遊びの充実や一時保育など、地域の実情に応じた支援等への展開が考えられます。

いずれにいたしましても、今後は、令和5年度に策定する子ども・子育て支援事業計画において、人口動向や新型コロナウイルスの感染状況及び働き方改革等の社会状況の動向を見据え、改めて保育園整備の方向性をお示しする予定です。

○議長（桜井ただし議員） 次に、11番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

最初に、遊び場や公園の拡充についてです。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区では、子どもの増加とともに、遊び場のニーズがここ数年増え続けています。我が区議団がこの夏から取り組んでいる区政アンケートでも、子育て世代の遊び場や公園の拡充を望む声の強さが浮き彫りになっています。（スクリーンの資料画面を切替え）

「区内の公園や遊び場の満足度」についての設問では、全体では、「満足」、「やや満足」と「やや不満」、「不満」が同数ですが、20代から40代の子育て世代では、「満足」、「やや満足」が43%に対し、「やや不満」、「不満」は57%と差が出ております。区が行っている区民世論調査では、昨年度初めて、整備・充実すべき施設で、「公園・児童遊園・広場」が1位になり、そのうち30代、40代は、約6割が「整備・充実すべきだ」としています。（スクリーンの資料画面を切替え）

そうした中で、本年11月末で、区役所近くに設置されているくだんしたこどもひろばが廃止される予定です。私は、ひろばを利用している子育て世代、バスケットの練習をしていた子どもたちに廃止について、意見を聞いてきました。「公園はボール遊びが禁止なので、なくさないでほしい」、「バスケの練習ができるのはここぐらいで、廃止は残念」、「なくなるなんて知らなかった。こんなにも立派なのにもったいない」。そして、当然ながら、声を伺った全ての方がひ



ろばの存続を求めています。

まず、お尋ねします。くだんしたこどもひろばは、予定どおり、11月末で閉鎖になるのですか。土地の所有者と交渉して、開設期間を延長することができるでしょうか、お答えください。

(スクリーンの資料画面を切替え)

アンケートには、公園や遊び場の拡充について、様々な意見や要望、声が寄せられております。スクリーンに映っているものは、ごくごく一部であります。もちろん、区も、ふじみこどもひろばや飯田橋、今回のくだんしたなど、遊び場確保に努力をしてくれています。しかし、公園や遊び場増設が高い要望になり続けています。なぜなのでしょう。子育て世代や区民の要求に、区が正面から応えていないからではないでしょうか。(スクリーンの資料画面を切替え)

同じ都心区の港区でも、遊び場は高い要望です。港区は、基本構想で「健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する」とうたい、都市計画の基本計画である港区まちづくりマスタープランでは、「子どもや子育て中の親が親子で楽しく外出できるよう、児童遊園などの整備を推進」、「安全・安心な遊び場づくりを推進」など、遊び場整備を計画に明記しています。さらに、にぎわい公園づくり推進計画2022を作成し、目標を持って、公園、遊び場整備を区民、事業者、団体などと連携、協働しながら進めています。(スクリーン表示を元に戻す)

一方、千代田区ではどうでしょうか。区が意見を募った(仮称)第4次基本構想たたき台では、子育てをどう応援するのかが分かりません。千代田区都市計画マスタープランにも、「ファミリー世帯の増加に対応」という文言はありますが、公園、遊び場の整備の文字は見当たりません。

そこでお聞きします。区は、区民や子育て世代の強い要望である遊び場や公園整備をどのように位置づけていますか、お答えください。

遊び場や公園整備について、千代田区は土地が少ない、土地が高いと言われます。だからこそ、私は、遊び場整備を子ども部など、一部署任せにしないで、部署を超え、全庁的な課題にするべきだと思います。現在作成中の基本構想にも、子どもたちの成長や子育て世代支援の環境整備を位置づけ、まちづくりの計画などに遊び場や公園の整備を明記することを求めますが、どうでしょうか、ご答弁をお願いします。

さて、公園といっても、様々な方が利用します。公園をどのように利用するか、公園をどう整備するか、要望も多種多様です。アンケートにも、ボール遊びができるように、バスケットゴールが欲しい、幼児用のアスレチックが欲しい、緑をもっと多く、逆に、遊具は要らないなど、様々な声がかかれてあります。どのようにそうした様々なニーズを反映させていけばよいのでしょうか。

これから新しく整備されていく錦華公園では、近隣住民、お茶の水小学校や幼稚園の保護者、職員、公園の利用者など、幅広く募り、コロナ禍でも中断がありましたけれども、意見交換会を7回開催、また、子どもたちへのアンケートで、公園に欲しいものなどを聞き、改修整備案を決めました。私は、公園だけでなく、様々な場面で、今回のような住民参加が必要だと思います。

そこで、今後の区内の他の公園整備でも、同様に、住民、子どもたち、利用者の意見を幅広く募って、整備していくことを求めますが、いかがでしょうか。

アンケートには、このような意見が複数の保護者やまちの方から寄せられました。「サッカー禁止。野球できない。花火禁止。ルールが多くて、憩いの場とは言いがたい」、「遊びに対して制限をかける前に、できる場所をつくってほしい」、「人に迷惑をかけていないのならば、自由に遊ばせてほしい」、「公園のルールはなくしてほしい。それは周りの状況を見て、保護者や子どもも本人に考えさせることが大事」などです。（スクリーンを資料画面に切替え）

確かに、私たちにも、区内の公園の看板は「〇〇禁止」、「〇〇禁止」など、禁止事項が多いと子育て世代からよく言われます。これでは、ボール遊びをさせたい、小さい子の自転車を練習させたい、キャッチボールやバスケットをしたい。こうした願いには応えられません。（スクリーンの資料画面を切替え）

足立区では、子どもたちが思い切り体を動かせる「にぎわいの公園」と静かに過ごしたい人や幼児が楽しめる「やすらぎの公園」と機能を分けております。足立区には、500もの公園があるので、そうしたことが可能だと思いますが、子どもたちに思い切り遊ばせたいという取組には学ぶべきものがあるのではないのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

千代田区でも、区内に一つはボール遊びができる公園をつくるなど、公園の機能を分けるとか、公園の一部を区切るなど、恒常的にボール遊びができる場の確保を検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。また、禁止事項を緩和して、周りに迷惑をかけないで遊ぶということ子どもたち自身や保護者に考えてもらうことも必要だと思いますが、区のことをお聞かせください。

先日、区役所近くの道路で、スケートボードで遊んでいた青年、若者の声を聞きました。「オリンピックでスケボーを始める人が増えてるが、できる場所が少ない。狭いスペースで十分だから、練習できる場所が欲しい」と訴えていました。アンケートでも、「私有地でスケボーで遊ぶ若者も、場所をつくれれば、そこへ行く」と書かれてありました。区内の児童遊園を見ますと、あまり子どもたちに使われていない児童遊園もあります。スケボーやバスケットは、周りに響く音なども問題になりますが、例えば、川沿いの児童遊園などで整備すれば、そうした騒音も問題にはならないのではないのでしょうか。そのような児童遊園をミニバスケット場やスケボーの練習ができるように整備してはいかがでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

我が区議団のアンケートで、「子どもたちが伸び伸び遊べる遊び場や公園を整備するために必要だと思うことはなんですか」という問いに対し、こうした声が寄せられました。「社会全体で子どもや子育て世代を応援する風土づくりが伸び伸び遊べる場づくりに必要だと思う」、「子どもの声を騒音としない条例などが必要」、「子どもたちの意見を聞いて、親や地域の人たちと運営方法やルールなどを一緒につくる」、こうした声であります。（スクリーン表示を元に戻す）

区では、この間、市街地再開発などで人口が増え、子どもの数も増えました。しかし、それに比例して増えるべき遊び場などの整備が追いついていません。多くの子どもが公園に行けば、当然、声も大きくなるでしょう。また、コロナ禍で、子どもたちはストレスを抱えています。そうした子どもたちを社会全体で支えていく姿勢が遊び場整備でも必要なのではないのでしょうか。

現在、区には、遊び場推進会議が設置してあります。設置要綱では、区内の遊び場の評価や遊び場の在り方の検討を行うとなっています。ぜひ、この推進会議で、どうすれば、ボール遊びが

したい、キャッチボールがしたい、バスケがしたいという声に応えることができるのか。どうすれば、そうした場所をつくれるのか。現在の公園の使い方はどうなのかなどを十分に議論することを求めますが、いかがでしょうか。

続いて、新型コロナ感染拡大や物価高騰の影響を受けている人、現場への支援について、質問します。

新型コロナ第7波は、陽性者が減少傾向であるものの、依然として高い水準となっております。保育の現場では、子どもたちへの感染とともに、保育士や職員の感染も少なからず報告されています。ある保育園では、保育士の感染が続き、残った保育士で保育を回さなければならず、本来ならば、定時に帰宅できるのが残業をしなければならぬ状況になっているといます。また、ほかの保育園では、保育士が感染することに戦々恐々となっており、ちょっとでも体調が悪いと休ませざるを得ないと言っていました。

そこでお聞きします。保育園で保育士や職員が陽性となり、保育現場が大変な状況になったときの区としての対応はどうなっているのでしょうか。

陽性者が出ている保育園に他園からなどの応援の必要性を伺うと、他の園にコロナを広げるおそれがあるので、なかなか受け入れられないという声が返ってきました。もっともな声であります。（スクリーンを資料画面に切替え）

そもそも、今の保育士の配置基準では、新型コロナなどの緊急事態に耐えられないのではないのでしょうか。今、社会問題になっている保育士の低賃金や労働強化、保育士不足の背景に、国の職員配置基準が低過ぎることがあります。

イギリスでは、保育所の職員配置基準は、4、5歳児で13人に対し保育士1人、スウェーデンでは18人に対し保育士3人と手厚い体制となっております。しかし、日本の保育所の職員配置基準は、4、5歳児で30人に対し職員1人で、これは、1948年に基準がつけられて以降、一度も変わっていません。1、2歳児、6人に対し職員1人も、50年以上改善されていません。（スクリーン表示を元に戻す）

こうした中、コロナ禍で矛盾が噴出をしています。区も独自に保育士配置を増やすなど、対応していますが、安心できる保育現場のためには、国の配置基準の見直しと同時に、保育士の給与引上げにつながる公定価格の見直しや公費負担の増額が必要ではないのでしょうか。

そこで、区として、国に対し、保育園の職員配置基準の見直しや公定価格の引上げを行うよう、要望してはいかがでしょうか、答弁を求めます。

次に、物価高騰の影響を受ける区民の電気代への支援についてです。原材料高騰で、電気代が跳ね上がっています。それは、物価高騰で生活が大変な低所得世帯を直撃しています。区営東松下町住宅はオール電化になっていますが、そこに住むひとり親世帯の方は8月1月の電気代が昨年は1万円弱だったが、今年の8月は2万5,000円を超えたそうです。クーラーなどを使う時間も、昨年と同じくらいだと言っていました。電気代が上がって困ったという声は、民間住宅に住む低所得世帯の方からも訴えがありました。

政府は、電気、ガス等のエネルギーや食料品の価格高騰に苦しむ生活者、また、事業者の方々

に対して、地域の実情に応じた支援を行うために、地方創生臨時交付金について、6,000億円の新たな交付金を設けるとしています。区として、実態を調べ、地方創生交付金の活用なども含め、必要な支援を求めます。答弁をお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。（拍手）

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 牛尾議員の子どもの遊び場に関するご質問にお答えいたします。

まず、くだんしたこどもひろばにつきましては、2018年4月1日から5年間の約束で民間事業者から土地を借り受け、本年11月末の閉鎖の後、原状回復を行い、2023年3月31日の貸借期間満了をもって、明け渡すものと認識しております。

次に、子どもの遊び場推進会議についてですが、この会議体は、区が実施する子どもの遊び場に関する施策等を円滑に進めるために、多角的かつ建設的に論議する組織として設置しているものです。

議員ご指摘のボール遊びへの要望等につきましても、子どもの遊び場推進会議の所掌事務である遊び場に関する評価、検証や在り方に関する検討に合致しているため、今後とも十分に議論を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大における保育現場への支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、保育士や職員が陽性となった場合の区としての対応についてですが、保育士や職員は、感染のリスクが高い中で、細心の注意を払いながら保育業務を行っておりますが、それでも罹患してしまうことは否めません。このような状況における対応といたしましては、人材派遣や保育支援員等の活用など、多様な雇用により人員体制を整え、保育業務を止めることのないように努めているところです。

しかしながら、感染は予測ができず、状況によっては、勤務ローテーションにも影響し、残った保育士は一時的に業務が多くなることは、議員ご指摘のとおりです。万が一、同一の保育園内で職員の多くが罹患してしまい、さらに保育業務に大きな支障を来すおそれがある場合は、他園から一時的に職員の応援派遣を行うことのみならず、子ども支援課、子育て推進課に在籍する保育士、看護師を派遣し、バックアップ体制を取ります。

次に、国に対し、保育園での職員配置基準の見直しや公定価格の引上げを行う要望についてですが、国の認識として、保育士の質の向上と人材確保支援の観点から、令和4年2月分から補助金として、10月分からは公定価格の見直しにより、収入を3%程度、およそ月額9,000円の引上げを講じる見込みであることは、ご承知のことと存じます。

さらに、区といたしましては、こうした国の見直しを待つことなく、保育士の処遇改善加算や奨学金返済支援助成、そして、職員の配置の重要性を鑑み、基準を超えて保育士を配置する場合に加配にかかる経費を補助する基準外職員配置加算など、区独自の制度や国、東京都における補助制度の上乗せ補助など、様々に実施しているところでございます。今後とも、保育園の安定的な運営を維持していくため、保育現場への支援と体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 牛尾議員の物価高騰に関するご質問のうち、低所得世帯に対する支援策について、お答えいたします。

低所得世帯への支援策につきましては、昨年度末から年度当初にかけて、補正予算または予備費を活用した給付金事業を実施しており、加えて、詳細は示されておきませんが、国庫補助による同種の事業を予定しております。そのため、ご提案を頂きました地方創生臨時交付金を活用した支援策につきましては、国からの情報提供を踏まえて、対応を検討してまいります。

なお、電気代を含む光熱費の状況や低所得世帯における影響については、総務省が毎月発表する東京都区部の消費者物価指数や生活支援課の相談窓口での聴取など、様々な機会を通じて、実情の把握に努めてまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 牛尾議員の区内の公園等の整備並びに利用方法等に関するご質問にお答えいたします。

近年、ファミリー世帯の増加により、区の公園では、子どもの利用や代替園庭としての活用が増えております。また、ご指摘のように、利用ニーズも多様化しております。公園整備をまちづくりの計画などに位置づけられないかのご指摘ですが、地価が非常に高く、新たな公園等の整備が難しい千代田区において、これまで様々なまちづくりの機会を通じて、公開空地等を創出するとともに、既存の公園との連携を図るなど、子どもたちが遊べる空間の創出に取り組んでまいりました。今後も、再開発等の機会を捉え、こうしたまちづくりを計画的に推進してまいります。

一方で、区としても、公園、児童遊園等の既存ストックを活用し、誰もが使いやすい公園等にしていくことを目指し、平成19年に策定した公園・児童遊園整備方針の改定に向けた調査を進めております。今年度は、区立公園、児童遊園の利用状況や利用者アンケート調査を行うなど、利用実態の把握をしてございます。改定の中で、区民や子育て世代の要望等に沿った公園、児童遊園の計画的な整備の方向性を示すとともに、禁止事項の緩和など、ご指摘いただいた課題への対応についても検討をしていく予定でございます。

具体的なボール遊びのお尋ねですが、足立区の例のように、広い公園では、場所を限定し、ボール遊びを行うことができますが、千代田区のような比較的小規模な公園では、時間帯限定とともに、プレーリーダーの配置等、一定のマネジメントが必要であると認識しております。

また、スケートボードなど、特定目的に特化した整備や利用についてのお尋ねがございましたが、公園の規模や地域特性、運営の在り方を慎重に検討する必要があると認識しております。併せて、道路の再編や暫定空地、民間広場の活用など、既存の公園だけでなく、都市づくりと連携しながら、ミニバスケットなど、特定目的に活用できる場の創出や適切なマネジメントなどについて、ご指摘を踏まえて検討してまいります。

また、公園整備に向けた意見聴取についてですが、錦華公園の経験を生かし、今後とも、多様な方々の意見を聞きながら検討を進めてまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 牛尾議員の基本構想に子どもたちの成長や子育て支援の環境整

備を位置づけることについてのご質問にお答えいたします。

現在検討中の基本構想のたたき台では、3つの分野別将来像を掲げており、子どもの成長や子育て支援については、その環境整備も含め、分野別将来像の「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」の中に位置づけるものとして整理してございます。

なお、現在、基本構想のたたき台に関しては、区民等で構成する懇談会で様々なご意見を頂戴しているほか、各種団体のヒアリングも終え、それらのご意見の反映のための見直し作業を行う予定でございます。引き続き、様々なご意見を踏まえて検討してまいります。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 再質問いたします。

公園整備については、様々ご検討もしていただけるということで、積極的にぜひ検討していただきたいと思っております。ただ、公開空地などの利用ということがありました。公開空地については、（ベルの音あり）区の土地ではなくなり、地権者、あとは管理する方々の土地となり、自由に使えるという保証はありません。そこはしっかり公開空地の利用も位置づけながら、独自に遊び場を広げていくというのは、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

推進会議でも議論をしているというお答えがありましたけれども、もっと積極的に、どうすればボール遊びができるところが広げられるかというような議論をもっと積極的に行っていただきたいと思っておりますが、その点をいま一度ご答弁いただければと思います。

以上です。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 牛尾議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、先ほどもご答弁申し上げましたが、民間空地の整備や公園との連携、ただ、さらにそれをどう生かして、子どもたちが遊びたくなる空間にしていくか。これについては、エリアマネジメントの推進とともに、既存の公園、児童遊園の再整備を通じて、進めていく必要があるというふうに認識しております。

都市計画マスタープランにおいても、行政の役割として、オープンスペースを活用しながら、誰もが利用しやすい公園の整備をしていくことを掲げてございます。一方で、既に土地が高度に利用され、かつ、極めて地価が高い千代田区において、都市計画等に基づき、新たに公園を整備することは、現実には非常に困難であるというふうに認識しております。民間の土地づくりと連携した取組を進める中で、ご指摘ございましたボール遊びができるような空間、そして、それをどうマネジメントするかということについては、民間空地の活用並びに公園、児童遊園の見直しの中で、課題として検討をしております。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時53分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

初めに、生活困窮者支援について質問します。

長引くコロナ禍と物価高騰により、失業、廃業に追い込まれるなど、生活困窮者が増えています。セーフティーネットである生活保護制度の役割はますます大きくなっています。厚労省の生活保護受給者数の調査によると、2013年から6年連続で減少していましたが、おととしからは連続で増加に転じており、昨年は前年比で5.1%増加しています。厚労省は、新型コロナの影響が長期化する中、再就職が難しいことなどから生活が苦しく追い詰められる人が増えているとしています。また、生活に困窮する人を支援するNPO団体の理事長は、20代から40代の相談が増えている。生活保護の申請をためらう人も少なくない。制度がもっと利用されるよう、社会としてその環境をつくるべきと述べています。生活が経済的に逼迫していても、制度の存在を知らなかったり、知っていても親や兄弟、姉妹への扶養照会などを理由に申請をためらう方々、行政の世話にはなりたくない、消費者金融や友人からの借金を抱えての相談も寄せられています。

厚労省が2010年に発表した生活保護基準未満の低所得者世帯数で推計すると、日本の生活保護捕捉率は2割未満です。ドイツ、イギリスの6割、フランス9割に比べると異常に低く、経済的理由による自殺も多くなっています。警察庁は、自殺の原因、動機別自殺者数推移は、2021年は前年に比べて経済・生活問題が最も大きく増加し、コロナ禍の影響と指摘しています。

千代田区における生活保護の相談はコロナ禍以前の2018年度650件に対して、2021年度818件と1.3倍に増えています。しかし、被保護世帯数は2018年度590世帯から2021年度は566世帯に減っています。コロナ禍対策の経済支援策の効果があつたとしても、支援策終了後のセーフティーネットとして、権利として制度の周知と相談者に寄り添った窓口対応が必要です。（スクリーンを資料画面に切替え）

私は、昨年、第1回定例会一般質問で生活保護のしおりの改善を取り上げました。中学生が生活保護について学ぶ場で利用できるような冊子を作成し、区施設に置くなど、区民の目に触れるようにすることです。ほかの自治体では、数ページに及ぶしおりや手引き、ポスターを作成して周知に努力をしています。現在、区が生活保護のしおりとしているものは、申請者への説明、義務などをA4両面に記した内容で、説明を受けことに同意する書面にすぎません。答弁は、今後検討させていただきたいという内容でした。（スクリーン表示を元に戻す）その後、区民一般向けの生活保護のしおり作成について検討はどのように行われたのでしょうか、答弁を求めます。

生活保護制度は基本的人権に基づく権利です。区ホームページに明記はされていますが、大切なことはこれを絵に描いた餅にしないことです。7月に発表された「区地域保健計画2022」は、区の現状について、経済的支援の必要な世帯は新型コロナウイルス感染症の影響で今後生活に困窮する世帯が増える可能性もあると明記されています。しかし、推進施策に権利としての生活保護が明記されていません。人権を守る1つの施策として生活保護制度を位置づけていること

を改めて区長に確認を求めます。

生活保護の相談・申請窓口には、ストレスが原因で精神疾患になった方や精神疾患が原因で就労が継続できない方も訪れます。この方々に寄り添った合理的配慮は十分でしょうか。区は2016年度から生活保護相談員として社会福祉士または精神福祉士を配置していると伺っています。いずれも国家試験合格者でケースワーカーの業務は行えますが、共通科目に加えて、社会福祉士試験は、介護保険制度や障害者支援、児童福祉などに関する科目、精神保健福祉士は、精神保健分野に関する科目が加わります。今日、手帳取得には至らないグレーゾーンの方や障害を自認されない方、発達障害の方の相談も多く、窓口や訪問活動において障害の特性を理解し、合理的配慮に基づいた対応のために精神保健福祉士の役割は欠かせないと思います。職員の何げない言葉や態度で誤解を持たれるようなことがあってはなりません。生活保護担当窓口に精神保健福祉士資格者を配置することについて見解を求めます。

次に、**高齢者が社会参加を継続できるための2つの提案**です。

高齢者の社会参加は個人の生きがいにとどまらず健康寿命を延ばすことにつながります。厚労省の研究結果では、社会活動が活発な高齢者は日常生活動作能力、つまりADLが保たれ、幸福度も高く、身体面、精神面に大きく影響し、健康寿命にも関わるとしています。さらに、独居や高齢者のみ世帯が増えている現状で、社会的孤立を防ぐためにも社会参加を可能にするための環境面での整備が重要としています。区もさらに取組を進め、高齢者の健康増進に役立つことを期待するものです。

その1つは、加齢性難聴に対する支援を高齢者施策として重視することです。区が3年前に行った第8期介護保険事業計画のためのニーズ調査で、外出を控える理由に、84歳以上の男性の12.5%が聞こえの問題を挙げています。聞き間違えてトラブルになったり、何度も聞き直すことが原因です。WHOは26デシベル以上が聞き取りにくくなると難聴として補聴器使用を推奨、41から69デシベルの中等度となると補聴器の常時使用を勧め、補聴器の早い利用が重度化を防ぐとしています。日本では、障害者総合支援法で補聴器を補装具の対象にするのは、耳元で話されても聞き取れない70デシベル以上の高度難聴になってからです。70歳男性の2割、女性の1割が中等度難聴者と言われていますが、日本の補聴器利用率は低く、欧米の3割程度という報告もあり、普及啓発が急がれています。

日本老年医学会は、高齢者の難聴の特性に音そのものよりも言葉の子音が聞き取りにくいことを挙げています。例えば、拍手と握手などが聞き分けにくく、その上、相手の言葉を理解する速度も遅くなることで社会参加から遠ざかり、健康全般に悪影響を及ぼすと指摘もしています。国立長寿医療センターの老化に関する長期縦断疫学調査は、400人を16年間追跡した結果、補聴器利用で認知症を9%減らせるとしています。加齢性難聴は単に聞こえなくて困るだけではないということです。厚労省は、聞こえは情報を得るために大切で人権問題だと述べています。

認知症リスク要因の1つであることから、私は2006年に補聴器購入助成を求めました。その後、区は2012年度に障害者福祉として40デシベル以上の方に2万5,000円を限度とする助成制度を創設し、2020年度から5万円に増額し利用者も増えています。しかし、購入し



でも使いこなせないという声を聞きます。軽度難聴は通信販売や家電量販店で購入できる5万円程度の收音機で効果がある場合もありますが、加齢による中等度難聴や高度難聴になると、雑音はカットし、会話の音域を増幅できる医療機器である補聴器と、専門家によるケアが不可欠です。耳鼻咽喉科で補聴器相談医に必要とする機能を相談し、認定補聴器技能者のいる販売店で購入、調整し、アフターケアを継続して受けることで効果が得られます。補聴器について専門家の話を聞いたり相談できる場があれば普及啓発も進み、購入した方も理解が深まると思いますが、区の実態調査が不足しているのではないのでしょうか。

第9期介護保険事業計画策定のためのニーズ調査項目に聞こえと補聴器使用状況を入れることを求めます。補聴器は、デジタル技術の導入で利用者の個別の特性や多機能型に進化しています。しかし、それに伴い価格も高くなり、片耳で30万円を超えるものも珍しくなくなりました。最低限会話が聞き取れる程度のもので平均20万円はするため、購入をためらうという声は多く寄せられています。助成額の拡充を求めます。

2つ目は、骨密度測定の節目健診実施です。高齢期になると骨がもろくなり、ささいなことで一瞬にして骨折しやすく、回復に数か月かかり、痛みが残ることも多くあります。特に転倒による大腿骨骨折は脳血管疾患に次いで寝たきりになる原因に挙げられています。高齢期の骨折は骨粗鬆症が主な原因です。特に女性は50歳代の閉経後、急激に骨密度が低下し、骨粗鬆症の発症が多くなります。80歳になると、女性の8割、男性の1割が骨粗鬆症と言われています。しかし、骨粗鬆症は自覚症状が現れにくい病気のため、治療を受けている方はその2割弱程度と推測されています。自分の骨密度の状態を知ることが栄養や運動とともに薬や注射で改善を図ることも可能になります。区は、現在、骨密度測定を毎月保健所で行っており、1回20人程度の測定とアドバイスを行っています。自己負担は640円ですが、一部の人の利用にとどまっていることが残念です。（スクリーンを資料画面に切替え）

測定をすると、骨粗鬆症予防の運動や食事などが書かれたガイドブックが配付されます。節目健診にすることでより多くの方が受診し、骨粗鬆症予防の啓発にもなるのではないのでしょうか。

（スクリーン表示を元に戻す）

骨密度測定健診を節目健診として行うことを求め、質問を終わります。（拍手）

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 飯島議員の生活困窮者支援に関するご質問にお答えいたします。

初めに、区民一般向けの生活保護のしおりについてですが、現在のしおりは、これから生活保護を申請する方に制度の趣旨や概要を理解してもらうためのものがございます。幅広く区民にお知らせするしおりについては、その対象者の重点をどこに置くのか、掲載内容をどこまでお知らせするのかなど、作成に当たっての課題を整理しているところでございます。生活保護制度の周知はその趣旨を丁寧に伝え理解してもらうことが肝要であり、他自治体の事例を参考に、引き続き検討してまいります。

次に、地域福祉計画における生活保護制度の位置づけについてですが、本計画は地域で暮らす多様な人々がお互いを尊重し、つながり、支え合う地域共生社会を実現することを基本理念とし

ています。この基本理念の下、3つの基本目標を掲げ、その1つに、支援を必要とする全ての人を包み込む支援体制を構築するとしています。区は、制度のはざまに落ちることなく、適切な支援を行う方策の1つとして生活保護制度を位置づけ、被保険者の自立支援に向けて相談者や被保険者に寄り添った対応に努めてまいります。

次に、生活保護担当窓口に精神保健福祉士資格取得者を配置することについてですが、窓口には日々様々な悩みを抱えた方が来庁され、適時適切な対応が求められます。とりわけ障害をお持ちの方にはより丁寧な対応を心がけております。精神障害のある方への窓口対応につきましては、個別の担当職員だけではなく、その事案に応じて障害者福祉課や保健所、関係機関と連携し、きめ細やかな対応に努めております。今後も様々な相談に対して組織横断的に柔軟に対応してまいります。

次に、加齢性難聴に対する支援拡充に関するご質問にお答えいたします。加齢性難聴が日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、ひきこもりなどの社会的フレイルや認知症の危険因子となり得るとのご指摘につきましては区も認識しております。そのため、今後実施予定の第9期介護保険事業計画策定に伴うニーズ調査の設問に、聞こえと補聴器使用の状況を加えることにつきましては、現在、保健福祉部内で協議しているところでございます。

次に、補聴器購入費助成額の拡充についてですが、区では、身体障害者手帳の対象とならない聴力程度の方で、家族等とのコミュニケーションが取りにくい方に対して平成24年度から補聴器購入に対する費用の一部について助成しています。対象者は高齢者に限定することなく、聞こえに支障をお持ちの全ての区民に対して切れ目なく支援をしてきたところでございます。制度創設時は障害者を対象とした補装具である補聴器の価格との均衡を考慮して限度額を設定いたしました。その後、利用者の声を踏まえ、令和2年度からは補聴器価格に加えフィッティングの技術料や附属品の購入実績などを考慮して限度額を倍増しています。そのため、現時点では助成額のさらなる拡充は考えておりません。

区は加齢性難聴を障害者施策と一体的に進めていく難聴者補聴器購入費助成事業を着実に推進することで区民福祉の充実に努めてまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 飯島議員のご質問のうち、骨密度測定を節目健診として実施するご要望についてお答えいたします。

骨粗鬆症は、骨がもろくなり、骨折しやすくなる病気で、骨折をきっかけに要介護状態になる方も少なくありません。骨粗鬆症の主な原因は、加齢、病気、偏った食生活や運動不足などの生活習慣、特に女性は更年期以降のホルモンの変化や痩せ過ぎが影響すると言われています。そのため、早くから自分の骨量がどの程度かを知り、生活習慣を改善することがその予防につながります。現在、区は、健康増進法で40歳から70歳の節目年齢の女性が対象とされている骨密度測定をより幅広い年齢層の方にご参加いただけるよう16歳以上を対象とし、骨密度測定会を毎月実施しております。ご希望の方には、測定結果に基づき、医師や運動指導員、保健師などがア

ドバイスや栄養指導を実施し、生活習慣を見直す機会としております。今後としましては、さらに40歳以上の方の骨密度測定の受診につなげるために区民健診と併せてご案内を図るなど、様々な機会を捉え周知してまいります。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 再質問をさせていただきます。

まず、生活保護なんですけれども、生活困窮者に対して自己責任とするか、人権を守る立場で向き合うかというのは、区の人権感覚が顕著に示される場面だと思います。で、区の施策全般、それから人事の政策にも関わってくるのではないかと考えて取り上げました。

障害者への特性に合わせた配慮を求めるオンブズパーソンへの苦情申立、これがされているわけなんですけれども、この中でも、区の調査では丁寧に対応している。しかし、調査の結果、オンブズパーソンの指摘なんですけれども、対象者の合意があって初めて効果があると考えられる。対象者がそう感じなかったらそれは駄目だということですね。再発防止において具体的な提案がないと。そのようにオンブズパーソンからも指摘がされています。そのきちんとした対応ができるためにも精神保健福祉士というのが、そういう資格を持った方が必要じゃないかということで求めました。もう既に両方持っている方が採用できれば本当にいいんですけれども、そうでない場合にも、仕事をしながらその資格を取得していくとか、そういう支援もすべきではないかと思っておりますので、その点で再答弁をお願いします。

それから、骨密度測定なんですけど、本当に自覚症状がない病気だから怖いわけですね。で、骨折して初めて自分の状況を知ることになります。そういう意味では、節目健診として取り上げるとすることが必要ではないかなというふうに思います。この「骨粗しょう症まるわかりガイド」というのが、健診を受けると頂けます。この中でも多くの自治体では40から70歳の女性を対象に5年ごとに行う節目健診に骨粗鬆症検診を取り入れていますと、そのように、区が配っているパンフレットには書かれています。（ベルの音あり）そういう意味で、ぜひ節目健診として、自覚的な方だけでなく、こちらから、区のほうから周知をしていくって、その点をぜひお願いしたいと思います。

私もこの前受けさせてもらって、20年前と比べてよくなっていたんですね、評価が。で、これは本当に数字で、これが言いたかったんじゃないですけど、以前は最高に比べて82%が、今度は86%と、20年ぐらいたって出ているんですね。こういうのも励みになるわけですね。そういう意味で、ぜひ、節目健診としてやっていただくこと、やりますという答弁を頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 飯島議員の再質問にお答えいたします。

オンブズパーソンからの指摘も踏まえて、精神保健福祉士資格者の配置を考えてくださいというようなご質問かと思っております。それぞれの職場に多様な人材を配置できれば、それは職場にとっても大変ありがたいことですし、理想的なのかもしれないと思っています。ただ、現実的には様々な制約もありまして、限られた人材を活用して対応しているのが現状でございます。

1つの事業に担当の所管課だけで対応するのではなく、関係する部局の職員、部局が連携して、チームとして対応することのほうが、結果としてはその当事者にとっても最適なサービスが提供できるのではないかなというふうに考えております。そうした意味でも、このたび改定しました地域福祉計画の中でも重層的支援体制の整備、これがうたわれていますけれども、こうした中でしっかりと対応していきたいと考えております。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 節目健診として取り上げるべきというご指摘でございますが、現在、区内の節目健診対象の医療機関に必ずしも骨密度測定のための機器が備わっているわけではございませんで、現時点ではちょっと難しいかなと考えております。ただ、区から対象の方たちに骨密度測定の必要性について周知していくというのは非常に大事なことだと私どもも考えておりますので、次年度からは対象になる40歳から70歳の女性の方たちに対して、女性の健診、乳がん検診のご案内に、同時に骨密度測定のご案内を入れまして周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桜井ただし議員） 次に、3番長谷川みえこ議員。

〔長谷川みえこ議員登壇〕

○3番（長谷川みえこ議員） 2022年第3回定例会におきまして一般質問をいたします。

まず初めに、特別支援教育が必要な児童・生徒への支援体制についてです。

間もなく10月、来年新たに小学1年生になるお子さんを対象に就学時健康診断が行われます。発達心配なお子さんの就学先が普通級か支援級か支援校か、保護者にとって重大な選択をしなければならぬ時期を迎えています。8月3日に創価大学教職大学院の渡辺秀貴先生を講師に「保護者との連携によるインクルーシブ教育システムの構築」について、教職員向け特別支援教育研修会が開催されたと伺いました。教育現場と家庭が連携して児童の困り事を見つけ、支援につなげるための体制づくりは当事者の保護者としても重要であると考えます。

普通級においても、小学校入学当初は発達に差があり、一人一人の困り事を見つけるのは難しいことと思われまふ。丁寧な指導をするには教職員が不足していると学校現場では感じているのではないのでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）読み書き計算などの学習のつまずきは発達の差だけではなくディスレクシアであることも考えられます。ディスレクシアとは、知的に問題なく、教育の機会が十分にあり、視覚、聴覚にも異常がないのにもかかわらず読み書きが困難な症状が現れた場合に生じます。（スクリーン表示を元に戻す）

早い段階からの気づきが、困り事解消への一歩ではないのでしょうか。例えば、音読が苦手なお子さんは、文字が動いて見えたり、文字の大きさや濃淡を強く感じてしまい、読んでいるところを見失ってしまうことがあると、公認心理師、臨床発達心理士、特別支援教育士スーパーバイザーである都立矢口特別支援学校主任教諭の川上康則先生のセミナーで聞きました。本人は読み書きに困っていると感じていても、見え方の違いと分からず、ほかの児童も同じように見えているものと思っていて、なぜ自分だけができないのかと悩み、注意されることが増えることで自己肯定感も低くなり、その結果、学習への意欲を失い、学校に行くのもつらくなるといった影響があ

るとセミナーで伺いました。読み書きが苦手な児童には、授業で使う印刷物は読みやすい字体を使い、フォントを大きくするなどの支援や、教科書の音読にはクリアファイルを使いやすい大きさに切り取り、マスキングテープを貼って作った補助具リーディングストラッカーなど、ユニバーサルデザインの文具を使うことも、手だての1つです。板書が苦手な場合には、ノートに書き写す代わりに1人1台貸与されているタブレット端末で黒板を撮影して保存するなど、できないことを代替のものを使うことでできること、代替支援による合理的配慮が求められています。

そこで質問します。児童・生徒の困り事を早期発見し支援につなげるためには、担任による気づきから、学習障害に詳しい専門員、または支援コーディネーターへの相談と授業のモニタリング実施、教職員間の情報共有、保護者との連携が必要と考えますが、一連の支援体制が構築されているでしょうか。先日の特別支援教育研修会に参加された先生方から、学校内で新たな支援体制の提案など、研修の成果がありましたらお示しください。

次に、子どもたちが虐待・性被害等の犯罪に巻き込まれないためのことで質問いたします。

千代田区は今年8月に区内4警察署と児童虐待対応の連携強化による覚書を締結しました。子どもたちの虐待、若年女性のデートDVなど、子どもたちが巻き込まれる犯罪が後を絶ちません。関係機関との連携のみならず児童・生徒への教育も必要ではないでしょうか。

9月7日のNHK「クローズアップ現代」で、年間14万件の人工妊娠中絶が行われている日本で、意図しない妊娠をしたケースでも中絶できない壁があり、女性の人生を左右しかねない重い選択を迫られる現場について放送されました。NPOピッコラーレの代表理事で助産師の中島かおりさんは、基本的な人権と科学的根拠に基づく一人一人のウェルビーイング（全てが満たされている広い意味での健康）を目指した包括的な性教育というのが、若い人たちだけではなく、むしろ私たち大人こそ学ぶ必要があり、オープンで安全な場所で性に関することについてみんなで語ることができる社会になってほしいとお話されていました。

2019年第2回定例会でCAPプログラムの取組について質問しました。区立保育園・こども園で実施しているCAPプログラムを活用した、ノーが言える指導を小学生も対象にしてはどうかとの質問に、区立小学校では、東京都が推進する人権教育プログラム及び安全教育プログラムを活用して自分の身を守る方法等について学んでいるとの答弁でした。増え続けている虐待・性被害に巻き込まれないよう、男女にかかわらず年齢に応じた人権教育とともに性教育も必要と考えます。以前、教材として造られた「思春期のためのラブ&ボディBOOK」が活用されずに回収されてしまったり、七生養護学校における指導が不適切とされ裁判までに至るなど、これまで様々な議論がありました。年齢に応じた性教育は体の違いを理解し、相手を思いやる気持ちを育むために必要な指導ではないかと考えます。

そこで質問します。多様性を認め、お互いを尊重し思いやりを育てるために、そして虐待や犯罪から自分を守るために成長段階に応じた性教育が必要と考えます。現在のCAPプログラムによる幼児教育、小中学校における指導で子どもたちが理解できる時間数を取れているのか。千代田区内での虐待・DVなど、相談機関への相談件数が増えていないか、相談に対する問題が解決されているか、把握している状況をお答えください。

以上、区長、教育長、関係理事者の明快な答弁を求め質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 長谷川議員の特別支援教育、性教育と虐待・DV相談に関するご質問にお答えします。

最初に、特別支援教育についてですが、教育委員会では、特別な配慮・支援を必要とする児童等の早期発見や適切な支援体制構築のため、心理・医療等の専門家である巡回アドバイザーを学校・園に派遣しています。障害の特性を踏まえた児童等の実態を把握するとともに、児童等への必要な支援や教育支援シートに基づく指導について専門的な見地から助言を行っています。巡回アドバイザーからの助言等については、各学校・園において校内委員会、園内委員会を設置し、学校全体で適切な指導、必要な支援が実施できるような体制を整えているところです。

また、8月に実施した特別支援教育研修会ですが、教職員の現場視点での悩みに応じ、家庭や地域と連携した取組を推進していく体制づくりが行えるよう研修を実施しました。その成果として、参加した先生方から、保護者と共同で子どもを育てていくことの大切さや、地域、行政も含めた子どもを取り巻く環境全てで連携していく体制づくりをしていくことなど、学校・園内での支援に生かすとともに、教職員間で目的を共有し、それぞれの職種の役割に応じた取組を行っていくなどの様々な意見が挙がりました。

次に、性教育についてですが、区立学校における性教育については、平成29年、30年の学習指導要領の改訂を踏まえ改定された「性教育の手引き」で発達段階を踏まえた取扱いと現代的課題に応じた対応が求められております。さらには、令和2年6月の「性犯罪、性暴力対策の強化の方針」を踏まえた「命の安全教育」について、全国の学校・園で推進していくこととなっております。教育委員会では、これら関連教材について学校・園に配付し、全ての学校・園において命の安全教育について教育課程上に位置づけ実施するよう指導しております。各学校においては、学年ごとに各教科、領域を関連づけて実施できるよう、性教育に関する計画を立て、養護教諭による授業のみでなく、地域等で活動を行っている助産師などにも協力を仰ぎながら、発達段階を踏まえながら正しい知識の理解を促し、学校全体で共通理解を図りながら性教育を実施しております。

また、本区の児童虐待相談の対応件数は年々増加し、昨年度の件数は5年前の約2倍となっております。その中にはDVが根底にあるケースもあり、児童・家庭支援センターでは男女共同参画センターや生活支援課の女性相談及び児童相談所、警察署など、関係機関と連携しながら適切に対応しています。

なお、CAPプログラムにつきましては、自分の身を守ることの大切さや人権感覚を身につけやすい等の評価がある一方で、確立されたプログラムがあり柔軟な対応が難しいなどの課題もあるため、学校・園ではCAPプログラムで実施されているようなロールプレイの要素も取り入れたセーフティ教室を開催しております。

○議長（桜井ただし議員） 次に、21番林則行議員。

〔林則行議員登壇〕

○21番（林則行議員） 令和4年第3回定例会、千代田区議会自由民主党として一般質問いたします。

9月12日法務省に設置されている法制審議会は、法務大臣が区分所有法の見直しを諮問しました。老朽化したマンションの建て替えや取壊しに向けた合意形成を進みやすくするための議論がされています。

千代田区では、令和元年5月まちみらい千代田による「千代田区分譲マンション実態調査報告書」から3年がたち、現在区内マンションは491棟の集合住宅マンションがあり、そのうち昭和56年以前のいわゆる旧耐震の建築物は137棟で、改修などの必要があるのは135棟になっています。これに維持管理に区政は力を注がなければなりません。区内には昭和30年代から40年代に建設された高経年マンションが多く、入居者の高齢化と2つの老いが進行しています。

東京都の条例では、管理組合、事業者の責務の明確化、管理状況の届出制度、管理状況に応じた助言・支援で構成されていますが、修繕積立金の課題もあり、維持管理の適正化が喫緊の課題です。

一方で、広域自治体と基礎的自治体の千代田区との役割分担も整理する必要があります。千代田区は平成27年10月策定の第3次住宅基本計画に方針を記載しています。平成27年度から平成36年度、2024年の10か年計画期間となっており、本年は8年目です。この間の成果と課題について、区及びマンション施策の一元化しているまちみらいが対応してまいりました。マンション管理の適正化で新規に条例によるマンション管理の推進とあり、管理状況の届出や長期修繕計画の作成などを制度化する条例の制定に向けた取組を進め、マンション管理の適正化を図るとともに、管理の行き詰まりの解消や管理不全に陥るマンションの発生防止に向けた対策を強化しますと掲げられました。

現在の区内の人口は6万7,567人、千代田区の人口ビジョンによると、令和37年に住民は約8万1,000人まで増え、集合住宅、いわゆるマンションの棟数、居住者、そして住民も今後大幅に増加していきます。

マンション管理組合は区分所有法に規定されておりますが、千代田区として耐震補強工事助成などを行っております。行政としてマンション管理組合をどう団体としてどのように位置づけようとしているのが今後の課題です。

現在、改定作業を進めている総合計画では、基本構想は策定するものの基本計画はつくりたくないモダンなものにする予定だと聞いております。分野別計画は総合計画との関係がどのような体系になるのかも今後の大きな課題です。一方で、マンション管理の適正化の推進に関する法律が令和4年4月に国により改正施行され、地方公共団体である千代田区は任意で国の方針に基づきマンション管理適正化推進計画の策定やマンション管理計画の認定制度の構築が求められています。マンション管理適正化推進計画策定の目的と根拠については、令和2年6月にマンションの管理適正化の推進に関する法律が改正され、地方自治体の役割の強化により、マンションの管理の適正化推進を図ることを目的の1つとしております。国は、マンションの管理の適正化を図るため

の基本的な方針を定めました。千代田区は、千代田区マンション管理適正化推進計画、マンション管理計画認定制度を策定するに当たり、分野別計画、第3次住宅基本計画の推進施策との課題整理が必要です。国の法律改正によりマンションの管理適正化を推進していくのに条例が必要なくなったのか、区の見解を示した上でマンション管理適正化計画推進に取り組まなければなりません。また、マンション管理計画認定制度につきましても、条例による制度ではなく、マンション管理適正化法第5条の4の規定に基づき制度を実施していくのであれば、第3次住宅基本計画との関係も見直さなければなりません。これらのマンション適正化推進計画の策定、マンション管理計画認定制度、第3次住宅基本計画の改定、総合計画の基本構想や基本計画の策定が今後の総合的な千代田区のマンション施策の方向性となっていきます。そして、マンション管理適正化推進計画の策定、マンション管理計画認定制度のスケジュールと一体何が課題で何が解決するのか、区民に示さなければなりません。

以上を踏まえてお尋ねいたします。

- 1、第3次住宅基本計画に掲載されているマンション条例の検討、進捗状況。
- 2、東京都との役割分担。
- 3、住宅基本計画8年目となり、マンション修繕積立の課題とは一体何が残っているのか。
- 4、千代田区にとり、区分所有法上のマンション管理組合とは何か。
- 5、総合計画にマンション施策をどのように位置づけする予定なのか。
- 6、分野別計画である第3次住宅基本計画の計画期間終了まで後2年ですが、第4次住宅基本計画の改定をするのか、その際、総合計画、基本構想との整合性をどのように図るのか、お答えください。

次に、**防災対策**について質問いたします。

千代田区は加藤清政区長、木村茂区長など、歴代区長が区政最優先課題として取り組み、千代田区の区政最上位計画である総合計画、基本計画に定住人口5万人を常に掲げてまいりました。区は、人口減が自治体存続の危機と、住民、議会、行政が共有し、あらゆる施策が人口5万人回復に向けておりました。人口が5万人を回復し、その後も人口増加が続いております。区政の方向性、国による規制緩和、都心回帰など、複合的な要素が合わさり、千代田区は基礎自治体の市政の基準である5万人は先人たちの思いが到達しております。一方で、人口増に伴い待機児童や学校の教室不足などの問題も出てきました。避難所の収容可能人数も限界に近づいている場所もこれまで指摘してまいりました。

(仮称)千代田区第4次基本構想の懇談会で、区民の方から、目標人口は設定しないのかという意見も出ておりました。地方公共団体として住民に避難所を整備するのは責務です。千代田区は何万人までが避難所収容可能人数なのか、逆算すればおのずから想定可能な上限が出てまいります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、防災訓練や避難所の運営にも新たな課題が出てきております。コロナ禍を経験し、訓練のやり方も変わらなければなりません。一方で、リモートワークなど、通勤しなくなる職種もありますが、徐々に通勤・通学の方々が戻ってまいりました。千代田区は都心特有の昼間区民が多い地方公共団体です。これまでも帰宅困難者への



対策を講じてきましたが、コロナ禍を経験した現在の体制についても準備をしていかなければなりません。

以上を踏まえてお尋ねをいたします。避難所の受入れ可能人数、備蓄物資の対象は何人分、何日分をしているのか。また、品数や数の考え方、そしてその根拠、コロナ禍を経験した今、避難所運営協議会の成果と課題について。最後が帰宅困難者対策について、民間施設の受入れ体制等々はどのようになっているのか、お答えください。

次に、避難所の運営、電源、夜間照明について伺います。

避難所には避難所運営協議会があり、毎年防災訓練などを通じて現場と参加住民が確認をしております。新型コロナウイルス感染症拡大により様々な課題も出てまいりました。電源につきましては、地域の縁日、納涼会や餅つき大会などで通常時に活用して災害時にも利用できるよう慣れさせておく必要と、足りないのであれば整備しなければなりません。また、夜間照明についても、防災備蓄倉庫から搬出し配付できるよう、全ての避難所に整備しなければなりません。校庭の夜間利用などの設備があれば日常の区民利用も可能になりますし、災害時にも利用できます。

以上を踏まえて3点お尋ねをいたします。

- 1、避難所の電源など、通常点検は住民が把握できるようになっているのか。
- 2、避難所で夜間照明が整備されていないのは何か所あるのか。
- 3、今後の夜間照明の整備方針についてお答えください。

次に、区内の緊急一時避難施設の地下鉄駅について伺います。

政府が6月7日來年度予算編成に向けて発表した「骨太の方針2022」第3章の国民生活の安全・安心に、また、有事に備えた国民保護施策を推進すると付け加えられました。5月27日東京都は、都営地下鉄駅と東京メトロの駅105か所を国民保護法に基づく緊急一時避難施設に指定しました。緊急一時避難施設とは、国民保護法でミサイル攻撃などに備え都道府県知事が指定します。指定しただけでは意味もなく、区民が利用できるよう見える化をしなければなりません。千代田区では、都営新宿線の岩本町駅、小川町駅、メトロの丸の内線の淡路町駅、銀座線の末広町駅、有楽町線の桜田門駅の5駅が都知事により指定されました。浅い地下であり、夜間はシャッターで閉じられるなど、課題が多いと思いますが、どのように活用できるのか、区も検討しなければなりません。

そこでお尋ねいたします。東京都が区内地下鉄5駅を緊急一時避難施設に指定されたことについて、千代田区の役割とは何でしょうか。

最後に、総合計画に防災対策、防災力についてどのように位置づけるのかお尋ねいたします。

防災は計画や用意しても活用しなければよいのですが、準備だけはしなければなりません。準備できている状況にしていくには、避難所を誰を対象に、何の目的で設置しているのかを再検証すべきです。そこで、(仮称)第4次基本構想たたき台にある強靱な都市整備、そして災害に備えた体制とは一体何を指すのか、お答えください。

以上、明快な答弁をお願いし、(ベルの音あり)一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 林議員のマンション施策に関するご質問にお答えいたします。

初めに、いわゆる区の独自のマンション条例の検討状況ですが、ご指摘のように、第3次住宅基本計画ではその制定を位置づけ、議会でも様々にご議論を頂いてまいりました。条例制定に向け検討中の平成31年、東京都が条例を制定し、昭和58年以前に新築された6戸以上のマンションについて管理状況届出制度を開始をいたしました。また、令和2年、国がマンション管理適正化推進法を改正するなど、マンション施策に関わる状況は大きく変化したものと、そう認識をしております。このため、現時点では条例の検討を一旦立ち止まり、マンション施策については改正法に基づく区のマンション管理適正化推進計画策定に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、東京都との役割分担についてのお尋ねがございました。都は、国の動向を踏まえ、マンション施策の総合的な方針を定め、区を技術的、財政的に支援していくとともに、広域的に実施すべき制度、基準等の作成、情報基盤の整備並びにマンション施策に関わる国や業界団体への要請、要求等に積極的に取り組む役割を担うものと認識をしております。また、先ほど申し上げました都条例の施行、マンション施策の適切な管理の促進を図るために区と連携し、情報共有を図り、区の施策に対し必要な支援を行うものと認識しております。

区は、マンション関連法令や都の方針を踏まえつつ、マンション管理適正化推進計画を策定するなど、地域特性に的確に対応したマンション施策を推進するとともに、個々のマンションの実態の把握や管理組合等への支援・指導、まちづくりや防災、コミュニティ形成のための取組を進めていくものと認識をしております。

次に、マンション修繕積立金の課題についてですが、近年の工事費の高騰等や耐震補強等の費用等により従前の資金計画を見直さなければならぬマンションも散見されるようになっております。これについて、長期修繕計画の作成や計画修繕実施のための調査経費については、まちみらい千代田で助成事業を展開しているところでございます。

次に、千代田区にとって区分所有法上のマンション管理組合は何なのかというお尋ねがございました。マンションの区分所有者等で構成される組織であり、分譲マンション居住者の割合が大きい千代田区では、その役割や機能は重要であると認識をしております。また、管理組合は管理規約等を作成し、快適な居住空間を確保する必要がありますが、多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定の難しさや利用形態の混在による権利、利用関係の複雑さなど、建物を維持していく上で多くの課題を有しているものと認識をしております。そのため、まちみらい千代田が意見交換の場としてマンション連絡会を設けるとともに、相談窓口となるなど、管理組合の課題に寄り添うサービスを提供しているところでございます。

次に、総合計画におけるマンション施策の位置づけについてですが、検討中の基本構想たたき台では3つの分野別将来像を掲げており、住宅としてのマンション施策については分野別将来像、「安らぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」の中に位置づけ、まちづくりや生活環境なども

含めた目指すべき姿として「人にやさしいまちづくりにより、心地よい都心生活をおくっています」と掲げてございます。

現在の住宅基本計画では、マンション管理の適正化と更新・再生を住まいを取り巻く課題とし、その推進を施策の1つとしておりますが、改定に当たっても第4次基本構想の実現に向けて取り組んでまいります。

住宅基本計画と総合計画、基本構想との整合性についてでございますが、平成27年度から令和6年度を計画期間としているため、令和7年度の改定に向け令和5年度から住宅基本計画の改定の検討を進める予定でございます。住宅基本計画は住生活基本法に基づく計画であり、マンションの管理の適正化の推進に関する法律等の関連法令との整合性を図りながら、新たな基本構想を補完するものとして、分野別将来像や目指すべき姿の実現との整合を図りながら改定作業を進めてまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 林議員の防災対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、現在の区内の避難所の収容可能人数についてですが、今年度各施設の見直しを図り、最大で1万9,320人となっております。

次に、備蓄物資についてですが、平成24年東京都公表の被害想定を基に1万6,000人の3日分となります。また、品目や数量の根拠については、備蓄の基準を定め、特に食品や衛生用品等については地域住民の構成により必要な数量を配備しております。

次に、コロナ禍を経た避難所運営協議会の成果と課題についてですが、コロナ禍により防災訓練が全て中止となり、改めて地域住民が避難所の開設・運営や備蓄等を再確認し共有する機運の高まりなどが見られるところです。一方、課題としては、感染対策等で限られた参加者のみの共有となるため、より多くの住民に知ってもらう取組が必要なこと等が挙げられます。

次に、帰宅困難者の民間受入施設の体制についてですが、これまで区では、帰宅困難者一時受入施設に関し民間施設などとの協定締結に取り組み、現在101施設、約4万4,300人の受入れが可能となっております。

次に、避難所の夜間照明についてですが、現在、避難所には移動式の非常用発電機や投光器を配備しております。区では、これらを定期的に点検・整備しており、災害時に住民の方による避難所開設がなされる場合なども遅滞なく稼働できるように備えております。また、基本的にはこのような照明設備を全ての避難所に備えております。

次に、整備方針についてですが、このような投光器に加え、避難所内部用の照明器具なども整備し、発災時の停電時でも照明が確保できるよう努めているところです。

次に、緊急一時避難施設に関する千代田区の役割についてですが、この施設は国民保護法に基づき都により指定される施設であり、区では必要に応じて都と連携して周知などを行う場合もございます。ただ、運用面は施設側の任意とされ、現状は都の指定のみにとどまっております。

次に、（仮称）第4次基本構想における強靱な都市基盤、災害に備えた体制についてですが、いずれもまちの安全・安心に関する千代田区の取組についてのもので、防災、減災に向けた都市

基盤や自助、協助、公助の理念の下、全ての人々が連携して取り組む災害対策等が当たるものと考えております。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後3時11分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問を続けます。

4番小枝すみ子議員。

〔小枝すみ子議員登壇〕

○4番（小枝すみ子議員） 2022年第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

商店街、中小企業振興とまちづくりについてです。（スクリーンを資料画面に切替え）

今から40年前、初代の千代田区基本構想において、千代田区は中小企業という項目を3本柱の1つに位置づけていました。区民の暮らしと経済の根幹をなしているという認識、当時の区長のお宅、ビルでは、中小企業をつなぐ事務所が活動をしていたことを思い出します。業種を超えてつながり、経済基盤を強固にしていくことが区政課題の大きな軸となっておりました。（スクリーン表示を元に戻す）それでも1980年代の地価高騰と相続税、固定資産税の暴騰、そして現在のコロナ禍、物価の高騰など、容赦なく地域経済を襲います。行政は都心千代田区の商工業を守るべく様々な取組を行ってきたかもしれませんが、しかし、今、足りなかった点を具体的に謙虚に振り返り、商店街や商店主の目線から踏み込んだ条例、施策、方針、支援策、組織づくりに取りかかるべきときと考えます。

近年、千代田区はいささか大企業の目線にシフトをし、中小零細企業を守り抜くという細やかな目線が欠如してきていると感じることがあります。樋口区長は自ら時間を割いて細やかに地域の声を伺っていると伺いますので、私が耳にするような話は既にご自身の耳にも入っているものと想像しながら質問をいたします。

2020年、先代の味を継いで努力をしていた老舗の店主が息尽きることとなり閉店となりました。大変残念がられ、多くの人々の知るところとなりました。ある老舗を継いでいるご家族は、コロナ禍の経営が苦しく存続困難といううわさも聞こえます。ある神田の酒屋さんは、子どもが商売を継いで頑張ってくれていますが、結婚して子どもができると千代田区を出ていかざるを得ないとおっしゃいます。ある希少な名店を継がれたお子さんは、結婚して子どもができたけれど、支払える家賃の住宅を探すのは困難だとおっしゃいます。ある名店の店主は、来る日も来る日も毎日早朝の仕込みで苦勞する親の状況を見ると、子どもたちは絶対にその後を継がないと言っています。こんなにもおいしく、こんなにもまちを潤しているご商売がその方限りでなくなってしまうとしたら、困るのはご家族以上にコミュニティや地域社会であるという現実が幾層にも見えてきます。

中小零細企業の底力もあれば、おぼつかなさもあることは現実です。1つのことで解決できる

ほどたやすい問題でもないと認識しておりますが、住民に身近な自治体こそが防波堤となり対抗策を講じる姿勢が問われていると思います。できるのにやらない理由を並べることは、断じてあってはなりません。現在改定中の商工振興基本計画は極めて重要です。地域に根差した商工業者と消費者と行政、この三方の目線をつなぐ力強い計画にしていきたいと願っています。

血縁に限らず事業継承してくださったお店もあります。一旦閉じたところを再度復活された事例もあります。ただ、全体としては、もっとあそこのまちのあの店舗、歴史をつなぐ、風景をつなぐ、業種をつなぐ、味をつなぐ、100年過ぎるもの、新たに出てきてくださるところ、つながって子どもたちの時代にもそこにあってほしいと願う業種、店舗、建築物、味覚、小物、無形・有形文化財的技術など、もはや千代田区だからこそ公共財的な要素を含んでいます。

墨田区はそうしたものを、例えば革細工屋さんを継いだ店舗には「すみだ博物館」の称号を与え、積極的に意味づけと継承・保存の施策に踏み出しています。

まず最初に、統計的な把握について伺っておきます。現在もまた新型コロナウイルス感染症拡大が明けない中、原材料費の高騰、空室率の上昇など、試練が続いていますが、緊急事態宣言が発出された2020年より現在まで区内商店街の登録店舗数の変化、廃業数とその理由、廃業店舗の業態、廃業店舗跡地の活用状況などの実態を把握していますでしょうか、状況をお聞かせください。

(スクリーンを資料画面に切替え)

区は、チャレンジ・チェンジ小口応援補助金や中小企業診断士による相談、商工融資、会費減額給付金など、様々な取組を行っていることは理解をしております。しかし、地域の声に耳を傾けると、商工振興は商工振興課と行政のスタンスが縦割りに見えます。区は、地域資源そのものである区内事業の次世代への継承について、どのような問題意識をお持ちかお答えください。

(スクリーンの資料画面を切替え)

次に、商工振興基本計画の改定作業について伺います。

現在、状況の変化を見極めるため1年間計画の実施を延期したと伺いました。賢明なことだと感じました。商工振興連絡調整会議の中で様々な議論がなされていることだと思います。(スクリーン表示を元に戻す)

冒頭で申し上げたように、事業継承を行政として後押しする施策が必要です。その1つ、次世代が商店街やその近隣に住めるようにすることは重要なことです。かつては区営住宅や区民住宅が自営業者の次世代が住み続けるための受皿になっていました。しかし、今は皆様もご存じのように倍率が高く当たることはなかなか困難です。(スクリーンを資料画面に切替え)人口が増えて、千代田区では新住民が増えていますが、コミュニティはそれだけではつながりません。(スクリーン表示を元に戻す)

かつて私は消防団で活動させていただいたことがありますが、1990年代のそのほとんどは地域自営業者で構成されていました。今では区内の学生や女性、サラリーマン、区の職員も活躍してくださるなど、心強い限りだと思っております。消防団は安全・安心の要です。時代は変わり同じようにはいかないとしても、千代田区に住み商売を続けることを具体的に応援する踏み込んだ仕組みが必要だと感じます。(スクリーンを資料画面に切替え)

この夏、実施された子ども祭り、お餅つきなどのイベントも地元の商売の支えで成り立っています。日頃何げなくそこにある自営業や地場産業がある日突然断ち切られてしまうと、例えばお祭りのおみこしが上がらなくなったり、地域の行事も困難になるなど、つながりは多様で具体的な状態にあります。（スクリーン表示を元に戻す）

これまで区民の安心・安全のため区の職員にもっともっと住んでほしいということで職員住宅を造ってきました。現在はこれは借上げ型で対応するようになっています。また、看護師さんにも区内に住んでほしいということで職務住宅を造ってまいりました。そして、いわゆるワテラス方式では地方の学生に比較的安い家賃で住んでもらうことで地域の安全・安心の活力にもなっています。一方、次世代育成家賃助成は残念ながら8年でなくなってしまうので根本的な解決策にはなり得ません。次世代継承者の居住確保策について、より具体的に踏み込むことをご検討いただけないでしょうか、お答えください。

それらを含め、事業継承とまちの在り方を本気で検討するために様々な業種の事業継承者を集め、商工業者次世代会議のようなものを設置してはどうでしょうか、お答えください。

地場産業と言えば中小ビルのオーナーも既に千代田区の最も大きな地場産業、この対応も極めて重要になっております。ご認識を伺います。（スクリーンを資料画面に切替え）

次に、神田すずらん通り商店街で進むマンション計画、商店街に計画されるマンション計画と行政内部の情報連携について伺います。

もともとは行列のできる有名店やコミュニティの核をなす地域の店舗があったその場所です。区は相当早いうちにこの情報を得ていたはずですが、本件についてはマンションを建てる事業者の問題があるわけではなく、また、後手になったとはいえ様々な対応について、地域も行政もまた事業者も現在あらゆる手だてを尽くし知恵を尽くしていると伺っていますので、この個別対応について伺うということでもございません。（スクリーン表示を元に戻す）

しかし、なぜ路面店が重なってこそ、連なり合ってこそその本のまち商店街に建つマンション計画について、区が知り得た最速の早い段階での調整を行えるようにしなかったのか。先方の事業者にとっても商店街にとっても、双方にとってより幅のあるお話ができるのは周知看板の後では遅過ぎるのです。紛争予防条例の周知期間は1か月しかありません。遅ければ紛争になり、早ければ対話と調整になります。区民も商店街も当然紛争を避けたいと願っています。紛争を避けるためには早期にテーブルを設定するのが行政の役割ではないでしょうか。そうしなければ商店街側がごみ置場や駐車場になったり、路面店の連なりは断ち切れ、改善策はごく僅かとなってしまいます。（スクリーンを写真画面に切替え）

看板を見ますと、標識設置が5月17日とあります。最初に環境まちづくり部に建設計画の相談があったのはいつだったのでしょうか。その際に地域振興部商工振興課との情報連携を図ったのでしょうか。清掃事務所とも情報共有したのでしょうか。したとすればいつで、商店街振興組合の会議日程を調べ、そこにご説明に行くようにお話ししたのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）商店街振興組合は、ご存じのとおり、一般社団法人、会社組織であり、エリマネと同じような役割を担っています。輪番制で昼食時の車止めを行い、安全でウオーカブルな環境を実現していま

す。道全体がイベント会場にもなります。商店街の女性部は30年お掃除会を続けているとのことです。（スクリーンを資料画面に切替え）

この事例を通して千代田区が今後どうすることが好ましいと考えるか、仕組みの問題であるのか、職員の意識の問題なのか、よりよい商店街のサポートと信頼関係を持てるよう、今後どうあるべきと考えるのかを伺います。路面店が連なる商店街づくりを環境まちづくり部と連携して努力する意思があるのか、環境まちづくり部と地域振興部と清掃事務所と、まだほかにあるかもしれませんが、そうした連携が効果的になされる仕組みになっているのかどうか、区の現状、課題意識、考え方を伺います。（スクリーンの資料画面に切替え）

各商店街の空き店舗を借り上げ、赤ちゃん・ふらっとや千代田ブランドを集めた市場など、アンテナショップを造り、例えば神保町でも外神田でも飯田橋でも、神田明神の甘酒や神田駅のところてんが食べられたり、屋上菜園で江戸野菜や皇居の蜂蜜、孀恋のキャベツなど、販売するというようなイメージで様々な地域連携の場をつくってはどうか。以上、ご答弁をお願いします。（スクリーン表示を元に戻す）

次に、**コロナ禍の教育現場で子どもや先生方への十分な目配りと支援ができていないかについて**伺います。

現場の教員の先生方が大変なご苦勞の中でご指導いただいていることに心から感謝をしております。コロナ禍での約3年間、授業時間が十分に取れない。孀恋や箱根といった移動教室が実施できない。ある学校では水泳の授業が二、三年なかった中で、1年にやっと始まったと思ったら2回しか取れない。余裕のある家は個別に対応するが、できない子どもと学びの格差ができ、劣等感の基になってしまうなど、様々な課題があることを耳にします。たった2回の水泳のためでも所定の水着を買わなければならない、たった1回しか行けない移動教室のためにも大きなリュックを買わなければならないという経済的負担も強いと聞きます。教育現場で中止、縮小せざるを得なかったカリキュラムの把握はどのようになされ、教育委員会としてどのような代替策が講じられてきたのか、保護者や子どもたちの格差や負担、不安をどう認識し、意を用いてきたのか、ご認識、取組の現状を伺います。ご答弁をお願いします。

最後に、**旧統一教会関係団体と区及び関係する団体等の調査について**伺います。

国や地方政治において、旧統一協会や関係団体との関わりが連日のように報道されています。私たちが生活するこの千代田区でも、こうした反社会的な団体が活動し浸透していたのではないかと考えさせられます。実際に地域に浸透した例として練馬区がいます。練馬区では、登録した清掃ボランティアが旧統一教会の関連する団体で、区から支援を受けていたことが判明しています。清掃用具の支援を受けたことで、練馬区長から承認された美化団体ですと、この団体が行うコンサートなどのチラシ等に記載し、区立施設等へ置いていました。このことが判明し、練馬区は事実関係の調査を行い登録を断りました。さらに登録要件を見直し、特定の政治上の主義及び宗教の教義を推進し、指示し、またはこれに反対することを主な目的としない団体であること。これらに該当する団体の下部組織、関連組織ではないことなど、（ベルの音あり）登録要件の項目を見直したと聞き及んでいます。千代田区についても全庁的な調査と対応策が必要であると同

時に、消費者相談窓口の対応が重要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、大きく3点につき答弁を求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 小枝議員のコロナ禍における子どもや教員への配慮と支援についてのご質問にお答えいたします。

コロナ禍における学校運営につきましては、感染防止対策を徹底し、子どもたちの学びを止めず、またコロナ禍の状況下でも豊かな体験の機会を確保できるよう、教育委員会と学校・園が連携をして進めてまいりました。やむを得ず延期や中止、代替等の措置を取ることになった各校・園の学校行事につきましては教育課程の変更届を提出していただいておりますので、それをもって把握しております。また、教育委員会事業として実施をしている連合・宿泊行事の代替事業として、昨年度「心をつなぐ体験授業」を実施しました。本事業は様々な制約を課せられてきた児童・生徒が見聞を広め、校外における集団活動を通して教師と児童・生徒、児童・生徒相互の絆を深めることなどを目的に、小学校は本区のみで借り上げた東京ジョイポリスへ出かけ、中学校、中等教育学校はホテルでのテーブルマナー講習を行いました。一方、議員ご指摘の学びの格差を生じさせない取組としては、学びの機会が制限されないよう、安心して通うための環境や体制の整備を図っていることはもちろん、児童・生徒や家族などの健康上の都合などにより通学できない子どもに対して学びの格差が生まれることのないよう、1人1台端末を活用し、授業や教材の配信等を行い、家庭における学習の充実にも努めております。

教育委員会といたしましては、今後も感染症対策を徹底し、豊かな体験や学びの機会確保のため、学校・園を支援してまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 小枝議員の商店街及び中小企業振興に関するご質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍における区内商店街の実態把握についてでございます。商店街数及び会員数につきましては毎年4月時点で調査をしております。今年度の調査結果は、会数は45、会員数は1,312となっております。令和2年の数値と比較をいたしますと、会数は1増、会員数は67減となっております。

また、商工振興基本計画の改定作業に際しまして、区内商店街等への調査を実施いたしましたところ、商店街が抱える課題といたしまして、役員や店主の高齢化、会員数の減少、空き店舗の増加等、コロナの影響といたしまして、客数の減少、イベント等の自粛などが挙げられております。さらに今年度から実施しております区内中小企業の景況調査におきましては、区内における倒産や休廃業の動向をも調査をしているところでございます。

次に、次世代への継承についてでございます。商店街にある店舗等が長期にわたり地元の方に愛されながらご商売を継続されること。また、次の世代の方が事業を引継ぎ、さらなる成長につなげていくことは望ましいことと考えております。区内商工関連団体には若手経営者や次世代に



よる部会等もございまして、未来に向けて自主的な活動を行っているところでございます。したがって、ご指摘の次世代継承者を対象とした居住確保策を導入するというよりも、商工関係団体と連携を図りながら若手経営者の声をお聞きし、商工連絡調整会議の意見を伺いながら事業継承の課題と解決の可能性について、ともに検討してまいりたいと考えております。

次に、千代田ブランドのためのアンテナショップ設置についてでございます。本区では、これまで観光協会を中心にいたしまして区内の飲食店をはじめとした観光資源の情報発信や地域ブランドの検討、観光協会会員の事業PR支援に取り組んできたことはご案内のとおりでございます。一方、姉妹都市を含めました地方公共団体との連携の在り方につきましては様々に検討をしていく必要があると考えているところでございます。議員ご提案の行政が空き店舗を借り上げた上でアンテナショップをつくるという手段につきましては、ご議論のあるところだとは思われますが、観光、地方公共団体との連携、そして商店街振興といった多角的な視点の中で様々に検討してまいりたいと考えております。

最後に、旧統一教会関係団体に対する消費者相談窓口の対応についてでございます。議員ご指摘のような全庁的な調査につきましては、現時点において実施するのは困難ではございますが、消費者相談の窓口というのはご指摘のとおり大変重要でございます。本区の消費生活センターでは、在住、在勤、在学者を対象に、悪質商法による消費者被害や製品事故、商品やサービスに関する苦情などの消費生活に関する相談に日々応じ、問題解決のための適切な助言や情報提供を行っております。相談の任に当たっている職員は、特定の事業者や団体に限らず日々頂戴する膨大なご相談や、大変厳しいお申し出にも真摯に対応させていただいているところでございますので、この職員の努力を何とか継続してまいりたいと考えております。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 小枝議員のマンション計画のご質問にお答えいたします。

環境まちづくり部では、条例や指導要綱等に基づき建築確認申請前の段階において建築計画に関する協議や届出を義務づけ、必要に応じて相談や指導などの対応をしております。ご指摘の件の建築計画につきましては、本年4月上旬以降、景観まちづくり協議やワンルームマンションに係る指導、廃棄物保管場所の設置届の受付など、環境まちづくり部各課にて適宜情報共有を図りながら対応をしております。

また、延床3,000平米以上の計画であれば建築計画の早期周知条例の対象となりますが、今回の計画はその対象規模ではなく、中高層建築物の建築に係る紛争予防と調整に関する条例に基づき標識の設置や説明など、工事に先立って近隣の方々に対する周知の徹底等を行っているものでございます。建築物自体や工事等による生活環境への様々な影響が予測されることから、状況に応じて区が中立の立場で双方の話し合いの調整を行うなど、建築紛争の防止に努めております。今回の議員ご指摘の案件についても、現在、建築主側と商店街の話し合いの調整を行っており、協議が調うよう支援しているところでございます。

また、環境まちづくり部各課において行う協議等は各条例等の目的に沿って行うものであるた

め、地域振興部商工振興課との情報共有等の手続はございませんが、まちづくりの観点からも神田すずらん通りにおけるグランドレベルの個性的な商業文化の集積は継承すべき重要な地域資源であると認識をしています。こうしたまち並みを守るため、ウォークブルデザインの推進や駐車場の適正配置など、商業文化の集積を継承する開発、さらには低層部の用途誘導など、地区計画の在り方も含め課題であると認識をしています。

○議長（桜井ただし議員） 次に、1番小野なりこ議員。

〔小野なりこ議員登壇〕

○1番（小野なりこ議員） 令和4年第3回定例会において一般質問いたします。

初めに、今年在位70年でいらしたエリザベス女王陛下の訃報に接し、謹んで哀悼の意を表します。また、姉妹都市である秋田県五城目町、連携協定先の福井県はじめ、全国各地での風水害で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、まず、千代田区の文化芸術振興について伺います。

令和3年9月に「第4次千代田区文化系術プラン」が策定されました。本プランは第3次プランの取組を継承しつつ、これまで育んだ文化力を生かし、文化芸術振興をさらに推進していくために更新されたプランであると記されています。今回は次世代を担う子どもたちの育成・支援について伺います。（スクリーンを資料画面に切替え）

プランの施策6には、次世代を担う子ども、若者の想像力育成が記されています。文化芸術への関心や鑑賞、創作、表現などの行動は子どもの頃から継続的に触れる必要性と将来的な関心、行動のきっかけとして、区内で育つ全ての子ども、若者が質の高い文化芸術を鑑賞し学ぶことができるよう支援するとあります。これまでアーティストインレジデンスや伝統文化の理解、体験教室や学校の授業、課外活動の一環として鑑賞、学習の機会がコロナ禍でかなわなかったもののそれ以前は実施されていたと認識しております。（スクリーン表示を元に戻す）

また、助成金を活用した区民主体の子ども体験企画は注目度が高く、子どもたちの主体性を育む創作活動として人気が高いようです。例えば、子どもの成長や参画の意欲によってエントリーを選択できる文化祭のような企画もありました。大人の関わりを最小限にし、子どもたちがみんな協力をしながら作り上げる創作活動もあり、学校を超えた顔の見える活動は地域貢献にも資すると感じました。

そこでお伺いします。第4次文化芸術プランには、千代田区並びに民間の文化芸術施設において子どもを対象とした事業を実施すると明記されていますが、同時に地域から生まれた子どもたちのための創作活動の支援や成果発表の機会が増えるような支援策もお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

次に、千代田区文化事業助成の果たしてきた役割と今後について伺います。

令和4年度の文化事業助成募集案内の概要によると、区内で活動している文化団体が自主的、自発的に実施する文化事業に対し補助金を交付することで芸術や伝統文化などの維持、継続、発展を図るとともに、区民の芸術、文化活動の促進を支援するものとあります。助成事業が生まれた背景、活用される中で、改善を図りながら現在の制度になったと理解していますが、第4次プ

ランを推進する上で区民参画の芸術、文化活動を後押しする重要な制度と考えます。

そこで、今後も区民参画の文化活動が一層盛り上がることを期待し質問いたします。まず、これまでに本助成制度の果たしてきた役割の総括について伺います。また、第4次プランが策定され、第3次重点目標に新しい施策として区民文化活動の活性化が追加されました。コロナ禍からイベントが復活しつつある昨今ですが、今後の助成指導の役割、そして課題についてお聞かせください。

加えて国や都の文化事業の助成制度もあり、イベント主催を計画している区内団体への情報提供のニーズも考えられますが、いかがでしょうか。

そして、文化事業を支える事務体制は重要です。例えば、公募から補助金交付までの流れを取ってみても、今後のデジタル化とともに合理的な事務作業への改善など必要ではないかと思えます。この点についてお考えはいかがでしょうか。

次に、**インクルーシブな社会を前に進めるための障害者支援と理解の取組**について伺います。

本区は、ちよだみらいプロジェクト、千代田区第3次基本計画2015で掲げた共生社会の実現に向け、障害とともに生きるご本人やご家族への直接的な支援策、環境整備などを進めてこられました。そして節目の1つとして「よかったこと」にフォーカスしたアンケートやヒアリング調査が実施されました。計画推進の中で具体の不便やお困り事の解消に取り組まれたここまでの結果として、当事者やご家族が何を便利に感じ、心地よく感じられたかが可視化でき、一歩先行くサービスを生み出すには有効なアンケートと捉えました。同時に、至らない点の改善、また顕在化されていない点の把握にも有効活用できる資料として今後の参考にもされると思えます。他方、このアンケート結果は、当事者が第三者の提供するサービスを受ける立場としての意見でほぼ終始しています。外出したときに何が便利でうれしかったか、これも大切な意見収集ですが、共生社会を目指していますから、支えてもらう、提供してもらうだけではなく、共に活動した経験にフォーカスしたり、自分自身がサービスを提供する側として気づいたこと、感じたことの抽出も大切ではないでしょうか。

ここからは障害者就労の新たな機会を創出する取組と障害の特性に応じた多様な働き方の選択について伺います。(スクリーンを資料画面に切替え)

今ご覧いただいているのはアンケートの就労に関するご意見です。小さい字で恐縮なんですけれども、本区では既に就労支援施設や就労移行支援を行っている民間の企業、就労継続支援など、就労に関するサポートが様々あります。ただ、個人の事情で、今ある仕事だけではやってみようという選択に至らないと当事者もいらっしゃいます。思いがあっても選択肢がないことで諦めてしまうことがないよう、ご意見の中にもあるとおり、先端技術の活用は必要だと考えます。今後も民間で様々な先端技術が生まれます。これまでにない就労の機会、選択肢が増えることで当事者のやりがいや新たな楽しさなどが生まれることを願っております。

東京都は、令和元年12月に可決された「都民の就労の支援に関わる施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づき、ソーシャルファームの創設や活動を促進していくとしています。障害のある方との働き方、関わり方の選択が増える過渡期こそ、時に行政が実

証実験を通して民間企業に事例を広報したり、認定や支援、評価の制度をすることで促進につながります。（スクリーン表示を元に戻す）

千代田区には障害者の就労を支援する事業に加え、区内の事業所向けに障害のある方を雇用する場合の相談窓口もあります。今後は相談窓口の役割も事業所向けに能動的な発信が求められる時代ではないでしょうか。（スクリーンを写真画面に切替え）

こちらは港区の実証実験の写真です。ロボットは、AIロボットではなく、分身ロボットです。障害があっても外に出られない男性が分身ロボット「オリヒメ」を使って働く様子です。ロボットの横にはタブレットがあり、接客中の男性の自己紹介もあって親しみを感じやすいです。声はご本人の声で、日頃から眼鏡をかけているようで、通称眼鏡さん、男性の特性をロボットに表し眼鏡にエプロン姿です。眼鏡さんが仕事のことをいろいろ話してくれました。仕事することを諦めていらしたそうですが、分身ロボット「オリヒメ」を使って自分の接客が喜ばれ貢献できている感覚を持てるのがうれしいようで、とてもやりがいを感じていらっしゃるとのことです。私も眼鏡さんお勧めの商品を教えていただき購入しました。（スクリーン表示を元に戻す）

障害により活動の範囲が制限されても、自分が関わったことで他者に喜んでもらったり、趣味を楽しんだり、表現する体験がかない、人との多様な関わりが選択できる最先端のデジタル技術を千代田区でも活用し、新たな就労の選択肢を広く認知してもらうことは有意義ではないでしょうか。（スクリーンを写真画面に切替え）

こちらは肢体不自由により視線だけが使える状況になった場合の意思伝達装置です。文字のやり取りだけではなくパソコンを使って絵も描けます。（スクリーンの写真画面を切替え）

続いて、自治体での事例を少しご紹介いたします。分身ロボット「オリヒメ」に入っているパイロットさんが受付やご案内業務、物を運んだりしている様子です。また、ひきこもり対策などにも活用されています。以前の一般質問でも投影しましたが、入院中の生徒が希望した場合の授業への出席支援、不登校児の学習サポートでも活用された事例があります。（スクリーン表示を元に戻す）

それでは伺います。アンケートのご意見にもあったように、障害者の就労の新たな機会創出に先進的な取組の導入を願うご意見があります。千代田区は大企業から零細企業まで多様な組織があり、様々な働き方が集積しやすい地域でもあります。こうした地域だからこそ、ダイバーシティとインクルージョンを推進する企業を後押しする役割の1つとして、区が最先端の技術を活用した働き方の実証実験など、デジタル技術を活用した新たな就労の機会を示してはいかがでしょうか。同時に、障害のある方の雇用に関する相談窓口では、障害の特性に応じた多様な働き方の具体的事例、支援策の案内を発信し、東京都のソーシャルファーム認定など、選択肢を案内する役割も担われてはいかがでしょうか。

最後は、インクルーシブな社会を未来の常識にする理解と推進に必要な学校での学びや体験の機会についてです。インクルーシブ社会に必要な理解の機会は学校だけでは限界があります。

（スクリーンを写真画面に切替え）

こちらは障害を持つ区民が近隣区の学校を訪問し、子どもたちとの自然な関わりから相互に理

解を深めている取組です。彼は言います。事故に遭って車椅子に乗っていつも手助けを求めている人であることを伝えたいのではなく、僕も同じ人間で、不便さもあるけど親しみも喜びもある一人の人間であること。パラリンピック選手との特別な触れ合いの機会もいいけど、本当は身近に生活している障害者との接点が大切ではないか。子どもたちはフラットに関わることで変な遠慮じゃなくて困り事も疑問も自然に話してくれると語ります。今後、区内で子どもたちが障害の有無にかかわらず自然に交流が生まれるインクルーシブ公園などに期待もありますが、意図を持った機会づくりも同時に必要です。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。インクルーシブ社会に向けた理解度促進に向け、学校での学びや体験の機会について、教育委員会ははじめ、必要に応じてほかの所管との連携で取り組んでみてはいかがでしょうか。また、地域の人や企業が進める子どもや若者が参加しやすいマルシェイベントやインクルーシブ子ども縁日、子どもと考えるインクルーシブなまちづくりなど、未来のインクルーシブ社会を生きる子どもたちの理解と推進の機会が増えるような施策を検討してはいかがでしょうか。

以上、区長をはじめ関係理事者の皆様の前向きかつ明快な答弁を期待し質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 小野議員の障害者の就労支援とインクルーシブ社会に向けた理解促進に関するご質問にお答えいたします。

初めに、障害者の就労支援についてですが、区の障害者就労支援センターでは、障害者本人に対する就労支援や生活支援とともに、区内企業に対する職域開拓の促進を支援しています。しかしながら、多くの企業が集積する千代田区の地域特性を生かした事業者への働きかけはまだ十分とは言えないのが実情です。障害者の就労支援は、本人が生きがいを持って自己実現を図るとともに、意欲や能力に応じて社会参加を促すものであり、充実させていく必要があると認識しております。障害を持つ方のできることに着目し、活躍の場を提供することは、障害者本人はもとより、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。ご提案のデジタル技術を活用した働き方も新たな就労の機会を創出するものであり、そうしたノウハウを持つ社会的企業との連携について検討をしております。また、区の就労相談窓口などでの事業者に対する情報提供は発信方法を工夫するとともに、東京都のソーシャルファーム認証制度の案内も併せて行い、認証事業者の拡大に努めてまいります。

次に、インクルーシブ社会に向けた理解促進についてですが、障害のある人もない人も皆が一緒に生活している包摂的な社会を目指す視点は大変重要であると認識しています。区は、毎年12月の障害者週間において様々な障害者団体と連携し理解促進事業を実施しています。まずはこうした機会を活用して意識啓発を促し、子ども部や関連部局と連携しながら、未来を担う子どもたちへのインクルーシブ教育をはじめ、あらゆる人が取り残されない社会の実現を目指してまいります。

〔文化スポーツ担当部長恩田浩行君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（恩田浩行君） 小野議員の文化芸術振興に関するご質問にお答えいた

します。

まず、地域から生まれた子どもたちのための創作活動などの機会が増えるような支援についてですが、議員ご指摘のとおり、先ほど映していただきましたけれども、第4次文化芸術プランにおいて重点目標3の「育てる」、施策6「次世代を担う子ども・若者の想像力育成」という形で記載をしてあります。その中で、プロジェクト10、文化芸術の体験・学習機会の充実として、区では、学校教育の中での実施やちよだジュニア文学賞、日比谷図書文化館の文化財事務室で実施している子ども体験教室、区立図書館での読み聞かせなどを実施しているところです。また、区内の劇場・ホールや博物館、美術館などの民間の文化芸術施設においても、子どもを対象にした様々な事業を実施しておりますので、各施設と連携して、子どもたちが文化芸術に親しみ、その創作活動や成果発表の機会を提供できるように取り組んでまいります。

次に、文化事業助成のこれまで果たしてきた役割の総括と今後の役割と課題についてです。これまで区内の文化団体が主体的に民間の文化芸術施設を活用し、創作・表現活動などの発表の場や機会を得ることで、区内における区民の文化芸術活動の活性化に一定の成果を上げてきたと認識しております。また、第3次文化芸術振興プラン策定時と比べて、補助限度額を50万円から200万円とし、助成率は全体経費の2分の1から、事業費の5分の4、会場使用料の10分の9まで補助するなど拡充しており、令和4年度は16団体に助成をしているところです。今後の役割としては、現在同様、区内で活動する文化団体への文化活動の支援という形になりますけれども、課題としては、同じようなジャンルの事業が多いことや、オンラインも活用した事業などへの対応、同一事業は3回までの補助であるということが挙げられます。3回補助を受けた事業のうち、区の課題解決に向けて効果の高い活動については、どのような形でその後の取組を進めていくことができるのか検討してまいります。

次に、国や都の文化事業の助成に関する区内の文化団体への情報提供についてですが、区の文化事業助成以外にも文化団体が国や都の事業助成を探しやすいように区のホームページに掲載するなどして工夫をしてまいります。

次に、文化事業助成に対する事務体制についてですが、デジタル化するなどして合理的な事務処理ができないのか、BPRなど、業務の見直しや改善に向けて検討を進めてまいります。いずれにしても、この文化事業助成が今後も区民の皆さんの文化活動の活性化や文化芸術を支える人材の育成につながるように文化芸術振興の取組を進めてまいります。

○議長（桜井ただし議員） 次に、13番大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○13番（大坂隆洋議員） 令和4年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

今回は、これからの地域コミュニティの活性化支援、千代田区民体育大会の今後についての2点お伺いをいたします。

コロナウイルス感染症の流行はこの夏で7回目を数え、ピークと考えられる7月28日には都内での感染者数は1日4万人にまで増加いたしました。現在、新規陽性者数は減少傾向ではあり

ますが、いまだ流行が落ち着いたとは言い難い状況が続いています。一方で、流行のピークを迎えていた中でも第7波では行動制限がかかることはありませんでした。そのため、この夏は国内でも様々なイベントが感染症対策を施した上で実施されつつあります。また、都県境をまたぐ旅行も増え始め、飲食店にも少しずつ人が戻ってきています。コロナ禍における人々の生活スタイルは日々少しずつ変化をし、完全にコロナ前の状況に戻るということは今のところありませんが、一歩ずつ前に進んでいることを実感いたします。

一方で、このコロナウイルス感染症の影響が続く3年間に経済活動は大きな打撃を受けましたが、同様に地域のコミュニティ活動も多くの制限を受け、大きな痛手を負っているというのが現状ではないでしょうか。この間、様々な地域の行事が中止となり、顔を合わせてコミュニケーションができる機会が奪われました。このことはただでさえ希薄になっていることが危惧されてきた地域のコミュニティにとって致命傷になりかねないものであると考えます。区長は、今定例会の招集挨拶の中で地域コミュニティ活動の重要性について言及されました。その上で、これまで同様のイベント開催に加えて、地域発の様々な取組にも区として支援を続けていくと述べられています。地域コミュニティ活動への支援はまさに今必要な支援であると考えます。

そこでお伺いいたします。コロナ禍が長期化する中、地域コミュニティの重要性はこれまで以上に増していると考えます。特に区内の各町会での活動は防犯・防災、福祉、子どもたちの見守りなど、多岐にわたり活躍をいただいているのが現状ですが、この3年間これまでのような活動ができませんでした。こうした地域の皆様の様々な活動に対して、区としてはどのような認識を持っているのでしょうか、改めて見解をお聞かせください。

コロナ禍によりコミュニティ活動が止まってしまった3年間を経て、各町会が抱えている課題やコミュニティに対する考え方など、コミュニティ内部においても変化が起きていることが考えられます。その変化の実態や新たに顕在化した課題について、改めて把握し、分析をする必要があるのではないのでしょうか。

千代田区は面積の小さな区ではありますが、地域により、課題は違います。隣り合った町会でも全く別の課題を抱えているということは珍しいことではありません。画一的な支援で効果が得られるものもありますが、きめ細やかな支援につなげていくためには、そうした情報の収集と分析が不可欠と考えます。

そこでお伺いいたします。今後の支援につなげていくことを目的に、実態の調査・分析が必要です。特に出張所を通じて情報の収集を強化し、それを糸口に寄り添った支援を行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、今年の夏は行動制限がないことから、3年ぶりに地域のイベントが再開しています。感染症対策などを講じた上で地域の判断で実施されてきている状況です。イベントの実施はそれぞれの地域コミュニティ活動には欠かせないものですが、一度休止した行事を復活させるには大きなエネルギーが必要です。そのため、当面の間、通常時より大きな支援が必要と考えますが、いかがでしょうか、区の見解をお聞かせください。

本区においては、具体的な地域コミュニティに対する支援施策として、デジタル活用支援事業

を令和4年度からスタートさせています。これはICT機器を活用したコミュニティの活性化を目的に地域でコミュニティ活動を企画・実践する団体等にデジタル環境整備費用を助成するものです。コミュニティ内部のICT化、DXの推進は運営の効率化や役員の負担軽減に大きな効果が期待できます。このほかに、デジタル活用体験講習会も実施しており、ソフト、ハードの両面からの支援が行われている状況となっています。デジタルの活用については日進月歩で新しいハードやサービスや提供されていくため、こうした支援は継続的に長い目線で実施していく必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。デジタル活用支援事業は今年度スタートいたしました但令和5年度までで終了の予定です。期待される効果を考えれば長期的に支援を実施していく必要があるのではないのでしょうか。現場のニーズの変化に注目しながら支援事業の延長と拡充をすべきと考えますが、いかがでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、千代田区民体育大会についてお伺いいたします。

千代田区民体育大会は、秋のちよだまつりの一環として、体育の日にちなんで外濠公園総合グラウンドにおいて、区民体育の振興、福祉の増進、区民相互の交流を図るために昭和38年に第1回が開催され、これまで毎年盛大に開催されてきた経緯があります。残念ながらここ数年、天候不良やコロナ禍によって開催できていませんが、連合町会単位で集まり、スポーツで競い、秋晴れの空の下、広いグラウンドで1日を過ごすこのイベントは区民の皆様にとってかけがえのないものであると考えています。

そこでお伺いいたします。千代田区民体育大会が積み重ねてきた成果について、区ではどのように評価をしているのでしょうか。区民体育の振興、福祉の増進、区民相互の交流という3つの視点からお答えください。

約60年の歴史を持つ千代田区民体育大会ですが、2016年には、1年をかけ、千代田区民体育大会のあり方検討委員会が開催され、今後の体育大会の在り方について提言がまとめられています。その提言では、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を見据え、中長期的視野に立って区民体育大会を見直し、さらなる発展を期するものとして、主に以下の4点を提言しています。（スクリーンを資料画面に切替え）

1、会場は区内にこだわらず、天候の影響を受けにくい屋内、全天候型施設で開催すべきである。

2つ目、運営方式について、これまでの対抗戦形式を生かし、現行の実施委員会による運営を継承する。また、対抗戦の組分けは8連合町会地区ではなく、マンション居住者等も広く参加できるような8地区にするべきである。そして初めての人も参加しやすく楽しめる方式を検討する。

3つ目、基本的に弁当の配付は中止する。また、会場によっては屋台などを設置することも可能であり、飲食の提供方法には工夫の余地がある。

4つ目、広報活動をより充実させ、あらゆる機会を捉えて一層の大会の周知を図る。大会の名称も学校での教育を意味する体育よりスポーツが適切であり、名称変更も検討すべきである。この提言については非常に前向きな提言であったと感じています。（スクリーン表示を元に戻す）



一方で、昨年新たに千代田区民体育大会の見直し検討会が設置されました。改めて千代田区民体育大会について検討が行われるようになりましたが、今回の見直し検討会と以前のあり方検討委員会の位置づけはどのようになっているのでしょうか。2016年に開催されたあり方検討委員会のときは、外濠公園総合グラウンドの人工芝化は決まっていなかったことや、コロナ禍についても全く予見されていなかったために、区民体育大会を取り巻く様々な環境が変化をしているのは間違いありません。

そこでお伺いいたします。現在は区民体育大会の見直し検討会による見直し検討期間としていますが、その検討の結論はいつ頃出るのでしょうか。また、検討されている内容については2016年に設置された千代田区民体育大会のあり方検討委員会によってなされた4つの提言に沿う内容となっているのでしょうか。現在の検討状況と併せて区の見解をお聞かせください。

来年、令和5年度の千代田区民体育大会は開催ができれば実に7年ぶりの開催となります。同時に、外濠公園総合グラウンドが人工芝化されて最初の大会となります。開催する場合の会場は今のところ未定とのことではありますが、参加される地域の皆様にとっては事前の準備も必要となります。グラウンドが土から人工芝に変わること、競技の内容や参加の方法、観覧席の使い方など、今までと変化はあるのでしょうか。2016年の提言の内容を踏まえて、またコロナ禍が続いていることを鑑みて、これまでと全く同じスタイルで運営をするということにはならないと考えます。7年前の開催時から見て様々な変化がある大会となるべきです。

そこでお伺いいたします。久しぶりの開催となる可能性の高い来年度の区民体育大会については、参加される方、準備される方々にとって大きな負担にならないように十分な配慮をする必要があります。そのために早期の内容決定と情報提供が必須と考えますが、いかがでしょうか、見解をお聞かせください。

いずれにしても、未来志向で千代田区の伝統として受け継がれていく区民体育大会となるよう引き続きの検討をお願いしたいと思います。

以上、地域コミュニティ支援及び区民体育大会の今後について質問をいたしました。関係理事者の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

**○区長（樋口高顕君）** 大坂議員の地域コミュニティ活動についてのご質問にお答えいたします。

残念ながら今年もコロナ禍にあった夏でありましたが、縁日、お祭り、盆踊りと、こうした地域に根づいた夏のイベントと行事、そして感染防止対策をどう両立させるかが今年の大きなテーマでありました。それぞれの地域の中でも様々なご意見があり、主催者として悩んでおられるという声も多く寄せられました。このため、出張所が中心となって実施に当たっての感染防止対策についてご相談に乗り、また換気状態を確認することができるCO<sub>2</sub>センサーの貸出しや、別の地域で実施されたイベント等の情報を提供することで実施方法や内容を検討する際の参考にさせていただいたところでございます。

実際に私も幾つか地域のイベントを伺ってまいりました。改めて感じましたのが、大坂議員ご指摘のとおり、顔を合わせてコミュニケーションを取る機会があること。また、子どもから大人

まで地域の皆さんが集い親睦を深めることの大切さであります。新型コロナウイルスの感染、これが終息するのがいつなのか、いまだ明確ではありません。しかし一方で、コロナと共存するこれからにおいての地域イベント、地域のコミュニティ活性化のための方策は試行錯誤の積み重ねではございますが、区政といたしまして、地域の皆様方の活動そのものが地域を支え、つくり上げていく土台となっていると認識しております。今後ともしっかりとご支援してまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○**地域振興部長（清水 章君）** 大坂議員の地域コミュニティ活性化支援についてのご質問に区長答弁を補足してお答え申し上げます。

まず、地域活動、町会活動の情報収集とご支援についてでございます。区政を行うに際しましては、区民の皆様方の状況を常に把握するように努めることは地方公共団体の職員として欠かさずことのできない大切なことであると認識をしております。特にコロナ禍が長期化する中、この重要性はこれまで以上に増しております。したがって、大坂議員ご指摘のとおり、出張所が中心となりまして、今何に困っていて、何を必要としているのか、地域の情報収集を強化し、ニーズに合った支援、寄り添った支援をしっかりと行ってまいります。なお、その際には、町会はもちろんのこと、町会等の地域コミュニティに参加をされない方々へのアプローチにつきましても、何かよい方法がないか検討し試みてまいりたいと考えております。

次に、イベントへのご支援についてでございます。イベントを1つ行うにも多大な労力と資金、そして準備から片づけに至る相当の期間を要することは言うまでもございません。だからこそイベント当日のにぎわいがあったというだけではなく、イベント実施を通じて地域の結束が高まり、若い方々が地域の中で成長するという貴重な機会にもなっていると認識をしております。このことを十分に踏まえた上、コロナ禍であるがゆえに地域活動が大幅に縮小している今日、一度休止した行事を復活させるには大きなエネルギーを要し、通常時より大きな支援が必要であるのご指摘につきましてはしっかりと受け止めさせていただきます。そして、地域イベントなので行政は存じ上げないというスタンスではなく、出張所を中心に区役所側から積極的にお声がけをしていく中で、より一層のご支援を検討してまいります。

最後に、デジタル活用支援事業についてでございます。本年度から新規に行っております本事業でございますが、ソフト、ハードの二本立てとなっております。ソフト面ではデジタルを用いたコミュニケーションツールについての講習会開催に加えまして個別の相談会や訪問支援も行ってまいります。また、ハード面におきましては、デジタル機器購入に際に必要な初期経費の助成を行うもので、10月から受付を行う予定でございます。現在、それぞれの事業を実施または準備をする中で、区民の皆様方から様々なご意見を頂戴しているところでございます。したがって、本事業の延長、拡充を含めまして、その後の事業展開につきましては、地域の皆様方のご意見をお聞きしながら事業内容の整理・検討を図ってまいりたいと考えております。

〔文化スポーツ担当部長恩田浩行君登壇〕

○**文化スポーツ担当部長（恩田浩行君）** 大坂議員の区民体育大会の今後についてのご質問にお

答えします。

最初に、千代田区民体育大会の評価についてですが、千代田区の区民体育大会は、他の自治体で行われている競技スポーツ大会の一環として行われるのではなく、先ほどご指摘がございましたけれども、区民体育の振興、福祉の増進、区民相互の交流を図るため、毎年関係者から構成される実施委員会により行われてきました。実施委員会では、この3つの視点から競技種目に工夫を凝らし、小さなお子様から高齢者の方々まで幅広い年代や障害をお持ちの方も参加、観覧して楽しめる区民体育大会をつくり上げてまいりました。地域では、実施委員会の検討内容を共有しながら時間をかけて準備を進め、選手団の結団式、得点種目の事前練習、大会後の祝勝会、残念会なども行われ、一日のイベントにとどまらず、区民体育の日常化や地域コミュニティの醸成に成果を上げてきたと認識しております。また、多くの町会の年間行事に区民体育大会という記載があることも区民体育大会が積み重ねてきた成果であると考えています。

次に、千代田区民体育大会の見直し検討会の検討状況についてですが、これまで3回の検討会では、区民アンケートの調査結果の報告を行い、各委員からこれまでの区民体育大会に関する様々なご意見を伺ってまいりました。今後、これまで言われてきた課題、それから先ほどご指摘がありました、あり方検討会の提言、外濠総合グラウンドの人工芝化、コロナ禍の現状を踏まえ、現実的な対応について精力的に議論を進め、今年度中には見直しの方向性について取りまとめていきたいと考えております。方向性がまとまりましたら早急に議会にお示しし、ご議論を賜りたいと考えております。

○議長（桜井ただし議員） 以上で一般質問を終わります。

〔「議長、動議」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 岩田議員。

○6番（岩田かずひと議員） 私の再質問に対する答弁で、不適切な表現がありました。不当かつ名誉毀損に当たると思われることから、即座に議事録からの削除を求めるものです。（「賛成」「反対」「議事進行」「賛成」「議事進行」「……をお願いします」「議事を進行させてください」「記録の……をお願いします」「議事進行です」「動議は成立していますよ」「議事進行させてください」「動議は成立しています」と呼ぶ者あり）

○議長（桜井ただし議員） ただいまの岩田議員の動議に賛成者が1名以上いましたので、動議は成立しました。

本動議を議題にして採決いたします。

ただいまの岩田議員の発言のとおり、本動議に決定することに異議はありますか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議あり。はい。

それでは、これより、異議ありとの発言がございましたので、異議ありと認め、本動議は起立により採決を行います。

本動議に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（桜井ただし議員） 賛成少数です。

よって、本動議は否決されました。

議事を進めます。

暫時休憩します。

午後4時36分 休憩

午後4時48分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1から第14を一括して議題にします。

---

議案第42号 千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第43号 千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第44号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第45号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

議案第46号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第48号 公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 千代田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第52号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第54号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第55号 千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例

（企画総務委員会審査付託）

○議長（桜井ただし議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第42号、千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ等の作成に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における自動車使用、ビラ作成及びポスター作成の公費負担額を引き上げるものでございます。

公布の日から施行し、同日以後に告示される選挙について適用いたします。

次に、地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月から職員の定年が60歳から65歳に段階的に引き上げられることにより、必要な条例改正を行う案件10件につきまして、一括してご説明申し上げます。

案件名は、議案第43号、千代田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

議案第44号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第45号、職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例。

議案第46号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第48号、公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第49号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第50号、千代田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第51号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第52号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の各条例案件でございます。

主な内容は、定年の段階的引上げ、暫定再任用制度の存置、役職定年制の導入、60歳に達した職員の給料等の取扱い、定年前再任用短時間勤務制の導入等についてでございます。

一部の改正規定を除きまして令和5年4月1日から施行いたします。

なお、これらの条例案件のうち、議案第47号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の定年引上げ等による改正のほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、職員の育児と仕事の両立を支援する観点から、非常勤職員について育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を柔軟に取得できるよう改めるものでございます。

本年10月1日から施行いたします。

また、議案第48号、公益的法人等への千代田区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、職員の定年引上げ等による改正のほか、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の解散に伴い、職員を派遣できる団体として規定する同法人

を削除するものでございます。

令和5年4月1日から施行いたします。

次に、議案第53号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

建築基準法の一部改正に伴い、条例中において引用する同法の条文について項番号のずれが生じたため規定を整備するものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第54号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例でございます。

飯田橋駅西口地区地区計画の変更に伴い、この条例に定める同地区地区整備計画における計画地区の区分を追加し、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積及び建築面積の最低限度、壁面の位置の制限並びに建築物の高さの最高限度について定めるものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第55号、千代田区民住宅条例及び千代田区営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

区民住宅及び区営住宅について、住宅の使用申込者の資格として、東京都パートナーシップ宣誓制度による証明及び同制度と同等と認める制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方があることを加えるほか、規定を整備するものでございます。

本年11月1日から施行いたします。

以上、14議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） ただいまの議案うち、議案第43号から議案第49号、議案第51号及び議案第52号の9議案につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第15及び第16を一括して議題にします。



議案第56号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第57号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（地域文教委員会審査付託）

○議長（桜井ただし議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第56号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第57号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

いずれも、地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月から職員の定年が60歳から65歳に段階的に引き上げられることにより、必要な条例改正を行うものでございます。

主な内容は、定年前再任用短時間勤務制の導入及び60歳に達した職員の給料等の取扱いについてでございます。

令和5年4月1日から施行いたします。

以上、2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） ただいま説明のありました議案第56号及び議案第57号の2議案につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも地域文教委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第17及び第18を一括して議題にします。



議案第40号 令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号

議案第41号 令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

（予算・決算特別委員会審査付託）

○議長（桜井ただし議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第40号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。

補正前の額691億7,736万4,000円に3億8,733万9,000円の予算額を追加させていただきます。

その内容は、学校給食費補助、ベビーシッター利用支援、子ども発達支援、感染症予防・医療対策、新型コロナウイルス対策及び公園・児童遊園の整備の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は695億6,470万3,000円となっております。

また、債務負担行為の補正といたしまして、錦華公園の整備に係る令和5年度の債務負担限度額を2億4,310万円から3億7,500万円に変更いたします。

次に、議案第41号、令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、一般会計についてでございます。歳入決算額は656億8,556万2,805円で、予算現額に対する収入率は87.1%となっております。これに対し歳出決算額は634億7,621万7,688円で、予算現額に対する執行率は84.2%でございます。したがって、歳入歳出差引額は22億934万5,117円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源4億8,795万7,000円を差し引いた実質収支額は17億2,138万8,117円でございます。

次に、国民健康保険事業会計についてでございます。

歳入決算額は70億2,221万666円で、予算現額に対する収入率は120.4%となっております。これに対し歳出決算額は56億3,154万4,467円で、予算現額に対する執行率は96.6%でございます。したがって、歳入歳出差引額は13億9,066万5,599円となり、実質収支額も同額となっております。

次に、介護保険特別会計についてでございます。

歳入決算額は44億3,035万260円で、予算現額に対する収入率は92.4%となっております。これに対し歳出決算額は41億1,823万8,825円で、予算現額に対する執行率は85.9%でございます。したがって、歳入歳出差引額は3億1,211万1,435円となり、実質収支額も同額となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてでございます。

歳入決算額は18億2,413万7,295円で、予算現額に対する収入率は96.2%となっております。これに対し歳出決算額は17億3,245万7,816円、予算現額に対する執行率は91.3%でございます。したがって、歳入歳出差引額は9,167万9,479円となり、実質収支額も同額となっております。

なお、各会計とも令和3年度内に一時借入金の措置はございませんでした。

以上、2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕



○9番（西岡めぐみ議員） ただいまの議案は、全議員で構成する予算・決算特別委員会を設置し、審査を付託することを提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 西岡めぐみ議員の動議に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算・決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、全議員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算・決算特別委員会の正副委員長互選のため、休憩します。

午後5時03分 休憩

午後5時11分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会された予算・決算特別委員会で正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に大坂隆洋議員、副委員長に嶋崎秀彦議員、たかざわ秀行議員、池田ともりのり議員が選任されました。

報告を終わります。

日程第19を議題にします。



議員提出議案第6号 千代田区学校給食費の助成に関する条例

(地域文教委員会審査付託)

○議長（桜井ただし議員） 提出者を代表して牛尾こうじろう議員に提案理由説明をお願いします。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 議員提出議案第6号、千代田区学校給食費の助成に関する条例について、提出者を代表して提案理由のご説明を行います。

学校給食は教育の一環であり、食育は子どもたちが生涯にわたって健全な食生活を実現することによって、心身の健康の増進と豊かな人間性を育むものです。現在、学校給食費を無償化する自治体が全国に広がってきており、10月からは青森市が、来年4月からは23区で初めて葛飾区が無償化に踏み出します。

本条例は、児童または生徒の保護者に対し、学校給食に要する経費を助成して学校給食費を無償にするものです。学校給食の無償化は憲法の定める義務教育の無償の実践であるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ることにつながります。

満場一致ご賛同いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいまの議案は、地域文教委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第20及び第21を一括して議題にします。



報告第4号 令和3年度千代田区健全化判断比率について

報告第5号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

○議長（桜井ただし議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 報告案件2件につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第4号、令和3年度千代田区健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、区における令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付してご報告するものでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれもマイナスであり、健全な財政状況を示す数値になってございます。

次に、報告第5号、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。

区道上の側溝に打ち込まれていたびょうに歩行者がつまずいて転倒し、右上腕部等を負傷した損害賠償請求事件につきまして、専決処分により、当該歩行者に対し54万3,040円を支払うことで和解いたしましたのでご報告するものでございます。

以上、2件につきましてご報告いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） 以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、9月28日の予算・決算特別委員会終了後に開会します。  
ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。  
散会します。

午後5時16分 散会